

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成24年2月20日(月)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域生活支援事業の円滑な実施等について	1
2	障害者の社会参加の促進について	10
〈資料〉		
1-1	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）	22
1-2	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	48
1-3	地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況	49
1-4	各事業の実施状況【都道府県別】	
	・移動支援事業	50
	・コミュニケーション支援事業	51
	・日常生活用具給付等事業	55
	・地域活動支援センター基礎的事業	56
1-5	情報・コミュニケーション支援の仕組み	57
1-6	「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について	58
1-7	小規模作業所の新体系等への移行状況（推移）	62
1-8	小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：移行率】	63
1-9	小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：か所数】	64
2-1	聴覚障害者情報提供施設 設置状況	65
2-2	視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要	66
2-3	身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱新旧対照表（案）	67
2-4	障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況	69
2-5	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）	70
2-6	スポーツ基本法の概要	71
2-7	都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導者登録者数	74
2-8	都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表	76
2-9	ロンドン2012パラリンピック競技大会概要	77
2-10	2013年スペシャルオリンピックス冬季世界大会概要	79
2-11	第12回全国障害者スポーツ大会（「ぎふ清流大会」）の概要	80
2-12	「第12回全国障害者芸術・文化祭さが大会」の概要（案）	82
2-13	国際障害者交流センターの概要	83
2-14	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	85
2-15	補助犬ポスター「わたしたちはパートナー」	86
2-16	ほじょ犬もっと知ってBOOK	87
2-17	補助犬ステッカー「Welcome! ほじょ犬」	89

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。各自治体においては、このような特性を踏まえ、引き続き効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

(2) 平成24年度予算案及び国庫補助協議について

ア 平成24年度予算案について

地域生活支援事業費補助金については、平成24年度予算案において、450億円を確保している。

障害児・者が地域生活へ移行するための支援や、安心して暮らすことができるための支援体制を整備するため、平成24年度においては、新たな事業をメニューに追加することにしている。具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

(参考) 平成24年度新規事業（案）

【市町村地域生活支援事業】

○基幹相談支援センター等機能強化事業

（従来の「市町村相談支援機能強化事業」の見直し）

… 基幹相談支援センター等への専門職員の配置等その機能を強化する。

○成年後見制度普及啓発等事業

… 成年後見制度利用促進のための普及啓発事業の実施や法人後見を行う事業所の開設に必要な設備整備費や職員研修費を助成する。

○障害児支援体制整備事業（仮称）

… 児童発達支援センター機能強化（専門職員の配置等）や障害児の緊急一時預かりの場を確保する等により、障害児支援の充実を図る。

【都道府県地域生活支援事業】

○成年後見制度普及啓発等事業（同上）

イ 特別支援事業の国庫補助協議について

地域生活支援事業費補助金においては、必須事業の実施が遅れている地域への支援や実施水準に差が見られる事業の充実を図るため、特別支援事業として優先的に財政支援を行っており、引き続き活用願いたい。

なお、平成24年度における具体的な取扱いは、予算成立後、速やかにお示しすることにしているが、基本的には、本年度と同様に、各自治体からの協議により行う予定である。

ウ 地域移行のための安心生活支援事業の国庫補助協議について

地域移行のための安心生活支援事業については、地域移行支援及び地域定着支援の創設を踏まえ、平成24年度においては、事業内容を見直すとともに、個別協議に基づく配分は行わないことにしている。（具体的な見直し内容については、障害福祉課資料及び地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）を参照されたい。）

（3）地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

地域生活支援事業実施要綱については、現在、参考資料に掲載した改正を予定している。この一部改正案については、予算成立後、速やかに発出することになっている。

（参考）主な改正事項

- 基幹相談支援センター等機能強化事業の創設
- 基幹相談支援センターの内容
- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の事業内容の見直し
- 成年後見制度利用支援事業の必須事業化
- 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業の事業内容の見直し
- 地域移行のための安心生活支援事業の事業内容の見直し
- 成年後見制度普及啓発等事業の創設
- 障害児支援体制整備事業（仮称）の創設

（資料1－1）地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

(4) 地域生活支援事業の適正な実施について

ア 事業者に対する計画的な指導の実施について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、昨年の主管課長会議以降も、移動支援事業の不正請求事案が生じていた旨の報告を受けている。引き続き事業者に対し、計画的な指導をお願いしたい。

イ 地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業について

地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において以下のように明記している。

【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

6 留意事項

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち、交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

○ 交付税措置されている地域活動支援センターの基礎的事業を「その他の事業」に位置付けている

○ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」や「その他の事業」に位置付けている

○ 電話の通話料金や補装具の利用者負担を助成する事業を「その他の事業」に位置付けている

など補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が見受けられた。

各市町村及び都道府県においては、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認していただくようお願いする。

ウ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしい旨の意見が寄せられている。各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(5) 地域生活支援事業における利用者負担について

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、昨年の課長会議等において検討をお願いしたところである。

また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）（以下「整備法」という。）の成立により、平成24年4月から、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上も明確化されたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いも踏まえ、地域生活支援事業に係る負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、コミュニケーション支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続きサービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

（資料1－2）地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況（平成23年度）

(6) 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組みについて

地域生活支援事業については、障害者自立支援法において、市町村が必ず実施しなければならない事業が定められている。この必須事業については、移動支援事業やコミュニケーション支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられているが、平成22年度末時点においても未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業を未だ実施していない市町村においては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いするとともに、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

（資料1－3）地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況

（資料1－4）各事業の実施状況【都道府県別】

(7) 移動支援事業について

ア 効果的・効率的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施に当たっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、実施要綱において示しているように、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとするなど利用者の利便性に配慮するとともに、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについてもお願いしたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、活用を図られたい。

イ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業について

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業については、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合において実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

なお、平成24年度においても、視覚障害者移動支援従事者資質向上研修への参加者の受講料については基金事業において、また、参加者の交通費及び宿泊費については、地域生活支援事業費補助金（特別支援事業）において補助対象とする予定である。

(8) コミュニケーション支援事業について

ア コミュニケーション支援事業の推進について

コミュニケーション支援事業については、法律上必須事業としているにもかかわらず実施していない市町村が約4分の1ある状況(平成23年3月31日現在)となっている。

なお、個別の事業ごとでは、手話通訳者設置事業は約7割の市町村が未実施であり、要約筆記者派遣事業については約5割の市町村が未実施という状況であるが、コミュニケーション支援の方法としては、主に手話通訳と要約筆記があり、それぞれ対象者が異なることから、手話通訳と要約筆記の両方の派遣事業を行うことが必要であることに特に留意されたい。

このコミュニケーション支援事業については、市町村域又は都道府県域を越えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、市町村域又は都道府県域を越えて手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業に対しては、地域生活支援事業の特別支援事業

(「コミュニケーション支援充実強化事業」)として優先的に支援することとしている。

また、コミュニケーション支援事業の円滑な実施には人材の養成が重要であることから、地域生活支援事業の特別支援事業である「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」及び「コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業」については、引き続き優先的に支援するとともに、平成24年度予算案においては、社会福祉法人全国手話研修センターにおける手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修を全国8ブロックで実施できる体制とする予定であるので、積極的に受講者を派遣するなど配慮願いたい。

各都道府県・市町村においては、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）（以下「改正法」という。）第22条第1項において「国及び地方公共団体は、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない」とされたことも踏まえ、これらの事業を有効に活用し、広域利用体制を整備するとともに、併せて、以下の点にも留意の上、未実施市町村の早期解消を進めることにより、コミュニケーション支援事業の一層の推進を図られるようお願いしたい。

- 事業の単独実施が困難な市町村については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がいる場合についても手話通訳者等の派遣が適切に行われるよう努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚や聴覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、手話通訳等の他にも代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。
- 知的障害、失語症、高次脳機能障害など意思疎通が困難な者に対する支援にも配慮されたいこと。

イ 要約筆記者の養成について

要約筆記者派遣事業については、奉仕員養成事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者を派遣することとしていたが、平成23年度から新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することが可能となったところである。

要約筆記者や指導者の養成については、地域生活支援事業の特別支援事業である「要約筆記者養成ステップアップ研修事業」や「要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業」において優先的に支援することとしているので、各都道府県・市町村においては、これらの事業を積極的に活用することにより、要約筆記者の養成や指導者の養成を一層推進されるようお願いしたい。

また、平成24年度予算案においても引き続き社会福祉法人聴力障害者情報文化

センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、積極的に受講者を派遣されたい。

(資料 1－5) 情報・コミュニケーション支援の仕組み

(9) 日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取り組みにより、平成 22 年度実績でほぼ 100% の実施率に達しているところである。

本事業については、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっていることから、市町村においては、引き続き各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、真に必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

また、本事業については、事業費が高額となっており、年々増加傾向にあることから、安定した事業運営を図るためには事業実施上の効率化が必要となっている。このため、市町村においては過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に引き続き努められたい。

(10) 地域活動支援センターについて

ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

イ 地域活動支援センター機能強化事業の適正な実施について

地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センターへの専門職員の配置等その機能の充実強化を図るため、基礎的事業に加え実施する事業であり、充実強化を図る部分について地域生活支援事業費補助金の補助対象としている。

しかしながら、国庫補助対象経費の実支出額の算定に当たり、基礎的事業に係る経費を機能強化事業に含めて計上している事例が会計検査院の实地検査において指摘されている。

各市町村においては、平成21年12月15日付事務連絡「地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方」も参考にしながら、適正な実施をお願いしたい。

また、機能強化事業の事業内容や事業費の設定に当たっては、地域生活支援事業実施要綱において定めている機能強化事業の事業例（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）や過去の全国会議資料で例示されている機能強化事業の補助額にとらわれることなく、地域の実情や利用者のニーズを踏まえて、適切に、事業内容及び事業費を設定されるようお願いしたい。

(資料1－6) 「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について
(平成21年12月15日事務連絡)

(11) 小規模作業所について

小規模作業所については、サービスの質の向上や事業の安定的な運営を図る観点から、基金事業による助成など、法定事業への移行支援策を講じてきたところであり、平成23年4月時点で82.1%が新体系等へ移行している。

この移行支援策は、平成23年度末までの措置としているところであるが、基金事業のうち一部の事業（「小規模作業所緊急支援事業」及び「移行定着支援事業」）については、対象を限定した上で、平成24年度も継続することとしているので、活用を検討されたい。

なお、小規模作業所の運営費については、地域活動支援センターと同様、地方交付税制度により、一定の財源が保障されているので、適正な補助水準を確保するようお願いしたい。

(資料1－7) 小規模作業所の新体系等への移行状況（推移）

(資料1－8) 小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：移行率】

平成23年4月時点

(資料1－9) 小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：か所数】

平成23年4月時点

2 障害者の社会参加の促進について

- (1) 障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)を踏まえた情報・コミュニケーション支援について

ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)において、情報アクセス・コミュニケーション保障として、「情報バリアフリー化のための環境整備の在り方」や「障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達方策」について検討することとされ、また、改正法第22条(情報の利用におけるバリアフリー化等)において、「円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じなければならない」、「災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されたように、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地に手話通訳者等を派遣したり、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地の支援本部の活動を支援したりするなど、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を果たしたところである。

今後も災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

しかしながら、聴覚障害者情報提供施設は、「障害者基本計画」(平成14年12月閣議決定)に基づき、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題をまとめた「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)において、全都道府県での設置を目指しているにもかかわらず、平成23年12月末現在、全国で40施設(政令市を含む。)の設置に留まっている。平成24年度は重点施策実施5か年計画の最終年度となるため、聴覚障害者情報提供施設が未設置の道府県においては、平成24年度末まで延長予定である障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業(以下、「基金事業」という。)にメニュー化することとしている、聴覚障害者情報提供施設を新たに設置する場合に、字幕入り映像製作機器(デジタル)の整備を行う事業を活用するなどして、早急に設置されたい。

(資料2-1) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

なお、平成21年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、

- ① 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないーぶネット」(点字データ及び点字・録音図書の目録のオンライン利用システム)と「びぶりおネット」(点字・録音図書ネットワーク配信システム)を視覚障害者情報総合シス

テム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにした（平成２２年４月から運用開始）ほか、（資料２－２）

- ② 全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところである。

視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

また、障害者に対する情報バリアフリー化を一層促進するため、基金事業において、情報支援機器等の整備、音声コード普及のための研修及び被災県（岩手県、宮城県、福島県）における聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン３）の給付に係る支援を行う「障害者情報支援基盤整備事業」をメニュー化することとしているので、活用を図られたい。

また、点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身障保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとなっているが、平成２４年度においては、点字図書館等事務費のうち一般事務費の基準額を改正するとともに、職員加算額の基準額を級地別に算定できるように改正することとしている。

（資料２－３）身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱新旧対照表（案）

イ 手話通訳者等の人材養成について

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施しているところである。

これらの研修について、平成２４年度において、講師養成研修（手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成）については、引き続き全国規模で開催し、また、現任研修（手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修）については、開催地を京都市（社会福祉法人全国手話研修センター）以外にも拡充し、全国規模で開催を予定しているので、積極的に受講者を派遣いただくようお願いしたい。

ウ 障害者ＩＴ総合推進事業について

情報バリアフリー化の推進については、「重点施策実施５か年計画」において、ＩＴの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者のＩＴの利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域におけるＩＴ支援の総合サービス拠点となる障害者ＩＴサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う「障害者ＩＴ総合推進事業」の一層の充実お願いするとともに、来年度が計画の最終年度であるので、未実施の県においては積極的に事業化されるようお願いしたい。

（資料２－４）障害者ＩＴ総合推進事業 都道府県別実施状況（平成２３年度）

(2) 災害時における視聴覚障害者支援・対策について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした災害時要援護者の避難対策については、各市町村において策定することとされている「避難支援プラン」の全体計画（平成 19 年 12 月 18 日府政防第 885 号／消防災第 421 号／社援総発第 1218001 号／国河防第 563 号通知）をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援について配慮をお願いしたい。

（資料 2－5）

また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いしたい。

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成 20 年 6 月：日本赤十字社＞国内災害救護＞資料で見る国内災害救護に掲載）をお示ししているところであるので参照されたい。

(3) 盲ろう者向け福祉施策について

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、全都道府県において実施していたところである。

平成23年10月1日から重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスである「同行援護」が施行されたが、ご承知のとおり、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、都道府県地域生活支援事業の一つである「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において、利用者に対する適切なアセスメントにより、引き続き実施する必要があるので、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、地域生活支援事業の特別支援事業において、「盲ろう者社会参加等促進事業」、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」及び「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」等の推進を重点課題とし、優先的に支援することとしているので、各都道府県においては、これらの事業を有効に活用し、盲ろう者の社会参加の一層の推進を図られたい。

イ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施について

平成22年度及び平成23年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンター内にて、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、平成23年度以内に盲ろう者支援のための生活訓練等マニュアルが作成される予定である。

平成24年度予算案においては、モデル事業で作成した生活訓練等マニュアルを用いて地域の施設等において生活訓練等を行い、その成果の検証を行うとともに、本格的な事業化に向けての検討を行うこととしている。

本事業の実施等に当たっては、各都道府県等からの情報提供などの協力をいただくこともあるので、その際はよろしくお願いしたい。

(4) 障害者スポーツの振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、国民の障害への理解と認識をさらに深めるものである。

特にスポーツについては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）が平成23年6月24日に公布、平成23年8月24日に施行されたところであり、このスポーツ基本法では、新たに基本理念として、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じて必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされている。

各都道府県においては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と

連携の上、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成、選手団の派遣等に配慮するとともに、今後、文部科学省において策定される「スポーツ基本計画」を参酌して、障害者スポーツの推進を含めた「地方スポーツ推進計画」の策定を教育委員会において検討することとなるので、都道府県及び市町村においては、教育委員会やスポーツ担当部局等と十分に連携を図られるようお願いしたい。（資料２－６、２－７、２－８）

基金事業については、平成２４年度末までの１年間に限り延長し、引き続き「地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組みを行う事業」として、「障害者スポーツ特別振興事業」や「体育館等バリアフリー緊急整備事業」をメニュー化する予定であるので、各都道府県においては、本事業の積極的な活用に合わせて、障害者スポーツに対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

なお、平成２４年度予算案においては、パラリンピックやデフリンピックといった世界大会でのメダル獲得に向けたトップレベル選手に対する特別強化を目的とした総合国際競技大会指定強化事業の一層の充実を図るとともに、ロンドン 2012 パラリンピック競技大会及び 2013 年スペシャルオリンピックス競技大会に日本選手団の派遣を行うこととしている。

〈参考〉平成２４年度の主な障害者スポーツ大会等について

- ① 「ロンドン２０１２パラリンピック競技大会」への選手団の派遣
（開催期間：平成２４年８月２９日（水）～９月９日（日））
(資料２－９)
- ② 「２０１３年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・平昌」への選手団の派遣
（開催期間：平成２５年１月２６日（土）～２月６日（水））
(資料２－１０)
- ③ 「第１２回全国障害者スポーツ大会（ぎふ清流大会）」の開催
平成２４年度は、岐阜県において標記の大会が開催される予定である。
（開催期間：平成２４年１０月１３日（土）～１０月１５日（月））
(資料２－１１)

(5) 文化芸術活動の振興について

障害者芸術・文化祭については、平成13年度より、都道府県と共催で毎年、都道府県の持ち回りで開催しているところであるが、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会のように、国民文化祭と障害者芸術・文化祭の連携を図ることにより、障害者への理解を促進することができるなど大きな効果が期待できることから、平成28年度から国民文化祭の開催都道府県において障害者芸術・文化祭を開催することを原則とする予定である。

なお、平成24年度末まで延長予定である基金事業において、美術館等における障害者の芸術作品等を含めた展覧会等の開催などを支援し、文化芸術活動を通じた障害者の社会参加を推進する「障害者文化芸術活動等特別啓発事業」をメニュー化する予定であるので、積極的に活用されたい。

〈参考〉

○「第12回全国障害者芸術・文化祭さが大会（仮称）」の開催

平成24年度は、佐賀県において標記の大会が開催される予定である。

（開催期間：平成24年11月23日（金）～25日（日）を予定）

（資料2-12）

(6) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えた施設である。

（詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。）

各都道府県においては、積極的な施設利用及び関係機関への周知について、引き続きご協力をお願いしたい。

併せて、平成24年度においては、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」に加えて、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材の養成を行うことを予定しているので、本研修への積極的な参加及び関係機関への周知をお願いしたい。

（資料2-13）国際障害者交流センターの概要

(7) 行政機関における視聴覚障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、基金事業を活用した情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）が平成23年8月5日に公布・施行され、第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

[参考1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/000043355.pdf>

(8) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第23回試験（平成23年度）の合格発表が平成24年1月31日（火）に行われたところである。（資料2-14）

第24回試験（平成24年度）についても、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間の日程で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

第24回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成24年10月6日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 平成24年10月7日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

(9) 身体障害者補助犬の普及啓発について

身体障害者補助犬法については、平成24年度に施行後10周年を迎えるが、補助犬の同伴を受け入れる義務がある不特定かつ多数の人が利用する民間施設等において、受け入れが拒否される事例があるなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況が見受けられるところである。

こうした状況を踏まえ、補助犬に関する国民の理解をより一層促進するため、平成22年11月に、新たに補助犬普及啓発用のポスター、リーフレット及びステッカーを作成し、各都道府県等に配布したところである。

各都道府県等においては、積極的に掲示及び配布を行っていただくほか、職場研修等で使用していただき、その周知徹底を図られるようご協力をお願いしたい。

なお、リーフレット及びステッカーについて再配布の必要がある自治体におかれては、個別に依頼されたい。

(資料2-15、2-16、2-17)

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

(10) 補装具について

ア 利用者負担の見直しについて

平成22年12月3日に成立した整備法により、利用者負担の見直し（平成24年4月1日施行）が行われることとなっており、補装具費に係る利用者負担についても応能負担を原則とするとともに、障害福祉サービス、補装具、介護保険法に基づく居宅サービス等、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る利用者負担を合算して負担を軽減する（整備法により、支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給）こととしている。

高額障害福祉サービス費等給付費等を支給する際の補装具費に係る利用者負担は支給決定月を基準として合算を行うこととなるが、具体的な取扱いについては、別途お示しすることとしているので、ご留意いただきたい。

イ 補装具費の基準額の改定について

第10回補装具評価検討会（平成21年12月22日）において、物価変動等により毎年改定を行っていた補装具費の基準額を障害福祉サービス等報酬改定と合わせて行うことで了承されていたことから、平成24年度は補装具費の基準額改定を予定している。

現在、補装具の価格等に係る実態調査の結果を踏まえ改定内容を検討しているところであるが、具体的な内容が決まり次第お示しすることとしている。

ウ 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係について、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費として支給して差し支えないこととしている（平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）ので、適用に当たっては、障害者の年齢のみによって介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を判断の上、適切な取扱いが行われるようお願いしたい。

エ 耐用年数の取扱いについて

平成22年度の補装具告示改正で車いすの耐用年数を5年から6年へ延長したところであるが、耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、使用状況によっては実耐用年数が異なることから、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律的に適用することなく、実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮願いたい。

オ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者

福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、(公財)テクノエイド協会が構築し、平成22年2月から運用しているのでご活用いただくとともに、引き続き関係団体や関係機関等への周知に配慮願いたい。

なお、平成24年度まで延長される予定の基金事業においては、引き続き「障害者自立支援機器普及促進事業」をメニュー化することとしているので、自立支援機器を整備しモニター評価を行った場合には、本システムを活用して障害当事者の福祉用具に対するニーズについて情報提供をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-needs.net/>)

〈資 料〉

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表（案）

（下線部が改正部分）

改正案	現行
別紙 1 地域生活支援事業実施要綱 1、2（同右） 3 事業内容 （1） 市町村地域生活支援事業 障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、<u>成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等</u>	別紙 1 地域生活支援事業実施要綱 1、2（略） 3 事業内容 （1） 市町村地域生活支援事業 障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行

の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- | | | |
|---|------------------|--------|
| ア | 相談支援事業 | (別記 1) |
| イ | 成年後見制度利用支援事業 | (別記 2) |
| ウ | コミュニケーション支援事業 | (別記 3) |
| エ | 日常生活用具給付等事業 | (別記 4) |
| オ | 移動支援事業 | (別記 5) |
| カ | 地域活動支援センター機能強化事業 | (別記 6) |
| キ | その他の事業 | (別記 7) |

(2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- | | | |
|---|--------------------|---------|
| ア | 専門性の高い相談支援事業 | (別記 8) |
| イ | 広域的な支援事業 | (別記 9) |
| ウ | サービス・相談支援者、指導者育成事業 | (別記 10) |
| エ | その他の事業 | (別記 11) |

う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- | | | |
|---|------------------|--------|
| ア | 相談支援事業 | (別記 1) |
| イ | コミュニケーション支援事業 | (別記 2) |
| ウ | 日常生活用具給付等事業 | (別記 3) |
| エ | 移動支援事業 | (別記 4) |
| オ | 地域活動支援センター機能強化事業 | (別記 5) |
| カ | その他の事業 | (別記 6) |

(2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- | | | |
|---|--------------------|---------|
| ア | 専門性の高い相談支援事業 | (別記 7) |
| イ | 広域的な支援事業 | (別記 8) |
| ウ | サービス・相談支援者、指導者育成事業 | (別記 9) |
| エ | その他の事業 | (別記 10) |

(3) (同右) 4～6 (同右) (別記1) 相談支援事業 1 (同右) 2 事業内容 (1) <u>基幹相談支援センター等機能強化事業</u> ア 目的 市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を<u>基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。</u> (注) <u>「基幹相談支援センター」については、別添2のとおりである。</u> イ 事業内容	(3) (略) 4～6 (略) (別記1) 相談支援事業 1 (略) 2 事業内容 (1) <u>市町村相談支援機能強化事業</u> ア 目的 市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を<u>市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。</u> イ 事業内容
---	---

(ア) 基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員（注）を配置。

(注) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）
- ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

(ウ) 基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

(ア) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応

(イ) 地域自立支援協議会（注１）を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

ウ 専門的職員

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

ウ 留意事項

- (ア) 自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。
- (イ) 市町村が設置する自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。
- (ウ) 都道府県が設置する自立支援協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね２年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

エ 留意事項

- (ア) 地域自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。
- (イ) 地域自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。
- (ウ) 都道府県自立支援協議会 (注２) に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね２年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

(注１) 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

(注２) 都道府県自立支援協議会

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア （同右）

イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。

（ア） 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

（イ） 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整
利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ 対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、イ（ア）は、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設け

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア （略）

イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。

（ア） 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

（イ） 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

（ウ） 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整
利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ 対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

られているものを含む。以下同じ。）に入院している精神障害者を除く。

エ 経過的处理

以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

(ア) 現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院

(イ) 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

(3) 成年後見制度利用支援事業

ア 目的

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の

【別添 1】 障害者相談支援事業 1 概要 市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。 また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、自立支援	<u>権利擁護を図ることを目的とする。</u> イ 事業内容 <u>成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。</u> ウ 対象者 <u>障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者</u> 【別添 1】 障害者相談支援事業 1 概要 市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。 また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、<u>地域自立</u>
--	---

協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。 2 実施主体 市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定<u>特定</u>相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託可） （注１） 指定<u>特定</u>相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、<u>市町村が設置する自立支援協議会</u>において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。 3 事業の具体的内容 （１） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） （２） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） （３） 社会生活力を高めるための支援 （４） ピアカウンセリング （５） 権利の擁護のために必要な援助 （６） 専門機関の紹介 等	支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。 2 実施主体 市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者への委託可） （注１） 指定相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、<u>地域自立支援協議会</u>において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。 3 事業の具体的内容 （１） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） （２） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） （３） 社会生活力を高めるための支援 （４） ピアカウンセリング （５） 権利の擁護のために必要な援助 （６） 専門機関の紹介 （７） <u>地域自立支援協議会の運営</u> 等
--	---

(注2) 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に対し、障害程度区分に係る認定調査の委託が可能

4 相談支援体制の例

相談支援体制については、市町村が設置する自立支援協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

また、障害者自立支援法の一部改正により、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（法第77条の2第1項の基幹相談支援センターをいう。）を市町村において設置することが望ましい。

なお、この他、想定される例としては、下記のとおり。

- (1) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (2) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

5 (同右)

(注2) 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者に対し、障害程度区分に係る認定調査の委託が可能。

4 相談支援体制の例

相談支援体制については、地域自立支援協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

なお、想定される例としては、下記のとおり。

- (1) 障害種別に対応する総合的拠点を設置する。
- (2) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (3) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

5 (略)

6 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステム

	<u>づくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。</u> <u>(構成メンバー)</u> <u>地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。</u> ・ <u>相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、当事者、学識経験者 等</u> <u>(主な機能)</u> ・ <u>中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施。</u> ・ <u>困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催）</u> ・ <u>地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議</u> ・ <u>地域の社会資源の開発、改善</u> ・ <u>市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議</u> ・ <u>権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営 等</u>
--	---

【別添 2】

基幹相談支援センター

1 目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設である。

2 設置主体

(1) 市町村

(2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者

※ (2)の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

3 設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地

域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

4 業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

（１） 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

（２） 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）
- ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組

(連携会議の開催等)

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する自立支援協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

(4) 権利擁護・虐待の防止

・ 成年後見制度利用支援事業の実施

・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

5 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

6 秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、自立支援協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

(別記2)

成年後見制度利用支援事業

1 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第〇条の〇に定める費用(成

年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等)の全部又は一部を補助する。

3 対象者

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

(別記3)

コミュニケーション支援事業

1～4 (同右)

(別記4)

日常生活用具給付等事業

1～4 (同右)

(別記5)

(別記2)

コミュニケーション支援事業

1～4 (略)

(別記3)

日常生活用具給付等事業

1～4 (同右)

(別記4)

移動支援事業

1～3 （同右）

（別記6）

地域活動支援センター機能強化事業

1 （同右）

2 事業内容

（同右）

（１）、（２） （同右）

（３）利用者数等

上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。

ア～ウ （同右）

3 （同右）

（別記7）

その他の事業

移動支援事業

1～3 （略）

（別記5）

地域活動支援センター機能強化事業

1 （略）

2 事業内容

（略）

（１）、（２） （略）

（３）利用者数等

ア～ウ （略）

3 （略）

（別記6）

その他の事業

(1) ～ (5) 略

(6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

ア 目的

更生訓練費の支給、又は就職支度金を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。

イ 支給対象者

更生訓練費給付事業にあっては、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者とする。ただし、障害者福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者とする。

施設入所者就職支度金給付事業にあっては、就労移行支援事業、又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。

ウ 支給額

市町村が認めた額とする。

(1) ～ (5) 略

(6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

ア 更生訓練費給付事業

(ア) 目的

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設を除く。以下「施設」という。)に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(イ) 支給対象者

法第19条第1項の規定による支給決定者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定者である身体障害者のうち更生訓練を受けている者並びに身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者とする。ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者とする。

(ウ) 支給額

実習及び訓練に要する費用として市町村が認めた額とする。

イ 施設入所者就職支度金給付事業

(ア) 目的

法附則第41条第1項に規定する施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図るこ

(7) ~ (11) (同右) (12) 地域移行のための安心生活支援事業 ア 目的 障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。 イ 事業内容 障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための<u>支援体制を整備する。</u>	<u>とを目的とする。</u> (イ) <u>支給対象者</u> <u>法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けた身体障害者若しくは身体障害者福祉法第18条第2項に基づき身体障害者更生施設等に入所（通所）又は入所（通所）の委託をされ更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。</u> (ウ) <u>支給額</u> <u>市町村が、従前の就職支度金の支給の状況や就職支度の内容等を勘案して必要と認めた額とする。</u> (7) ~ (11) (略) (12) 地域移行のための安心生活支援事業 ア 目的 障害者が地域で安心して暮らすための<u>支援策を盛り込んだプランを作成し、面的かつ一体的な支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。</u> イ 事業内容 障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための<u>支援策等を盛り込んだプラン（以下、「地域移行推進重点プラン」という。）を作成し、これに基づき、障害者の地域生活への移行や定着を面的かつ一体的に支</u>
--	--

- (ア) 居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）
緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。

- (イ) コーディネート事業
地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

援する。

なお、(ア) 地域安心生活支援体制強化事業の「a 緊急時相談支援事業」については、必ず実施することとする。

- (ア) 地域安心生活支援体制強化事業

- a 緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

- b 緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

- c 地域生活体験事業

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供する。

（自立支援給付の対象となるグループホーム・ケアホームへの体験的な入居は除く。）

- d コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

- (イ) 地域移行特別支援事業

地域安心生活支援体制強化事業を実施するとともに、障害者の移動支援やコミュニケーション支援等障害者の地域での活動支援を実施する。

ウ 留意事項

- (ア) 地域移行推進重点プランの作成にあたっては、地域生活を希望する者や在宅の障害者のニーズ等を把握するとともに、地域の障害福祉のシステムづくりの中核的な役割を

ウ 経過の取扱い

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン（地域移行推進重点プラン）を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

（ア） 緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

（イ） 緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

（ウ） 地域生活体験事業

担う地域自立支援協議会等の意見を踏まえる等、地域のニーズを踏まえた支援策を盛り込むこと。

（イ） 地域移行推進重点プランについては、上記イの（ア）及び（イ）の支援策の具体的な対象者、具体的なサービス提供体制、支援策の効果等をはじめ、グループホーム・ケアホームの整備や都道府県単位の事業である精神障害者アウトリーチ推進事業との連携を図ることなど総合的に盛り込むこと。

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。

(13) 成年後見制度普及啓発等事業

ア 目的

成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げの支援を行うことにより、障害者の成年後見制度の利用を促進するための体制整備を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 成年後見制度利用促進のための普及啓発事業

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う事業を実施する。

(イ) 法人後見立ち上げ支援事業

障害者の親の会などによる法人後見を行う事業所を開設するために必要となる設備整備・職員研修等を支援する。

(14) 障害児支援体制整備事業（仮称）

（検討中）

（別記8）

専門性の高い相談支援事業

（別記7）

専門性の高い相談支援事業

1、2 （同右） 【別添<u>3</u>】 1、2 （同右） （別記<u>9</u>） 広域的な支援事業 1 目的 市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 ア～ウ （同右）	1、2 （略） 【別添2】 1、2 （略） （別記<u>8</u>） 広域的な支援事業 1 目的 市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 （注） <u>交付税を財源として実施される「都道府県自立支援協議会」に加えて、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。</u> 2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 ア～ウ （略）
---	---

エ 留意事項

都道府県が設置する自立支援協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

エ 留意事項

都道府県自立支援協議会（注）において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

（注） 都道府県地域自立支援協議会

都道府県域全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する（財源は交付税により措置）。

《構成メンバー》

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体の代表者、当事者、市町村、学識経験者 等

《主な機能》

- ・ 都道府県内の地域自立支援協議会単位（市町村）ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- ・ 都道府県全域における社会資源の開発、改善

(別記 10) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1～3 (同右) (別記 11) その他の事業 ○ 実施事業 (1)～(8) (同右) (9) 成年後見制度普及啓発事業 ア 目的 <u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立 ち上げの支援を行うことにより、障害者の成年後見制度の利用 を促進するための体制整備を図ることを目的とする。</u> イ 事業内容 <u>(ア) 成年後見制度利用促進のための普及啓発事業</u> <u>成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う</u>	・ <u>その他（権利擁護の普及に関すること等）</u> (別記 9) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1～3 (略) (別記 10) その他の事業 ○ 実施事業 (1)～(8) (略)
--	--

事業を実施する。

(イ) 法人後見立ち上げ支援事業

障害者の親の会などによる法人後見を行う事業所を開
設するために必要となる設備整備・職員研修等を支援す
る。

(別記 12)

特別支援事業

1、2 (同右)

別紙 2 (同右)

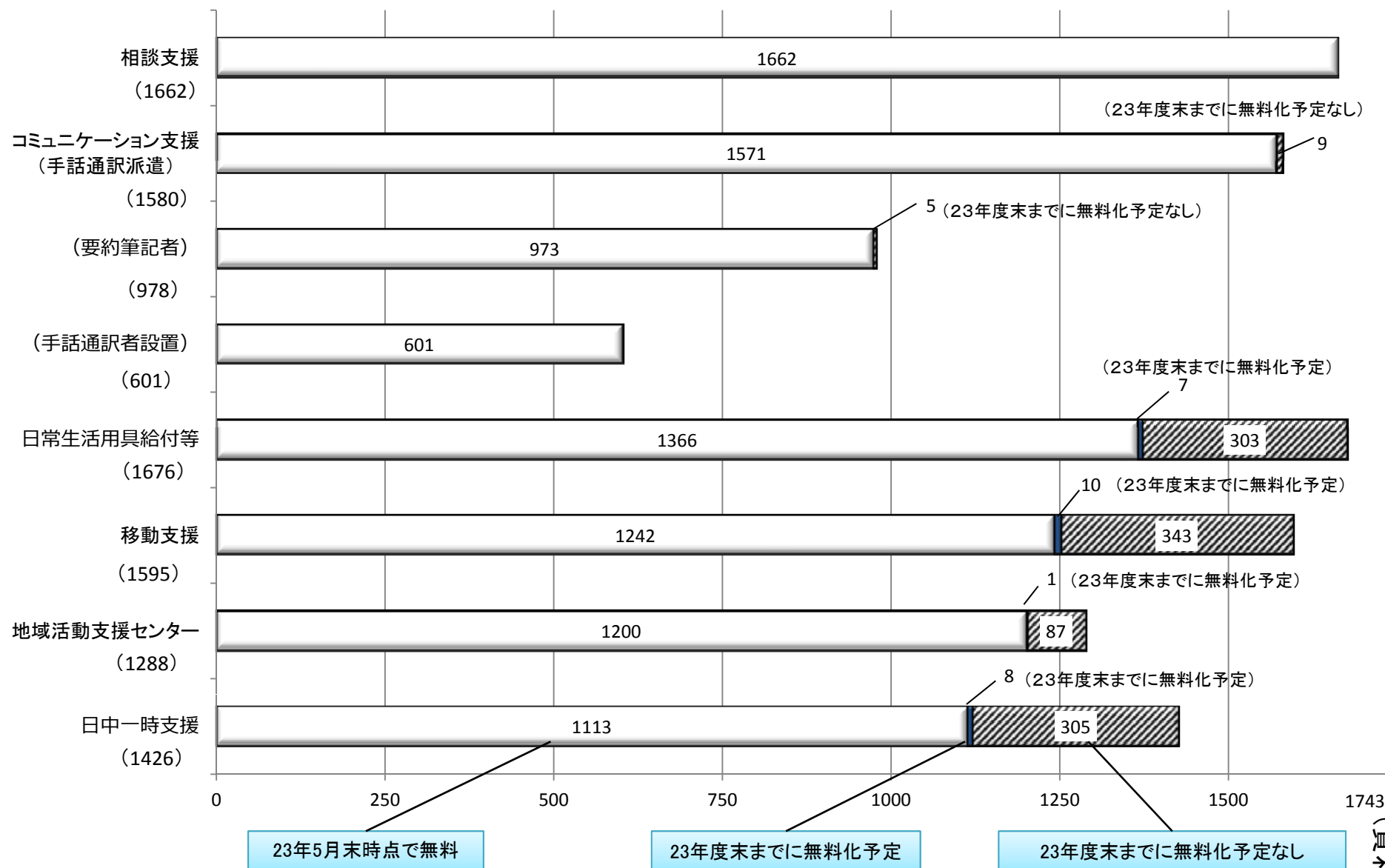
(別記 11)

特別支援事業

1、2 (略)

別紙 2 (略)

地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成23年度)



※1 各自治体からの報告に基づき厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において集計したもの。
 ※2 数値は市町村数。
 ※3 広域連合5市町村は1市町村としてカウントしている。

地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況

時点・期間	H18.10～H19.3	H19.4～H20.3	H20.4～H21.3	H21.4～H22.3	H22.4～H23.3
-------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------

1 移動支援事業

実施市町村数	1,462/1,827	1,528/1,816	1,549/1,800	1,540/1,750	1,552/1,750
実施市町村割合	<u>80.0%</u>	<u>84.1%</u>	<u>86.1%</u>	<u>88.0%</u>	<u>88.7%</u>

2 コミュニケーション支援事業

(1) 手話通訳派遣

実施市町村数	1,058/1,827	1,288/1,816	1,333/1,800	1,295/1,750	1,296/1,750
実施市町村割合	<u>57.9%</u>	<u>70.9%</u>	<u>74.1%</u>	<u>74.0%</u>	<u>74.1%</u>

(2) 手話通訳設置

実施市町村数	439/1,827	467/1,816	498/1,800	510/1,750	512/1,750
実施市町村割合	<u>24.0%</u>	<u>25.7%</u>	<u>27.6%</u>	<u>29.1%</u>	<u>29.3%</u>

(3) 要約筆記派遣

実施市町村数	463/1,827	722/1,816	818/1,800	846/1,750	859/1,750
実施市町村割合	<u>25.3%</u>	<u>39.8%</u>	<u>45.4%</u>	<u>48.3%</u>	<u>49.1%</u>

3 日常生活用具給付等事業

実施市町村数	1,746/1,827	1,796/1,816	1,782/1,800	1,736/1,750	1,737/1,750
実施市町村割合	<u>95.6%</u>	<u>98.9%</u>	<u>99.0%</u>	<u>99.2%</u>	<u>99.3%</u>

H22.4～H23.4
1,319/1,754
<u>75.4%</u>

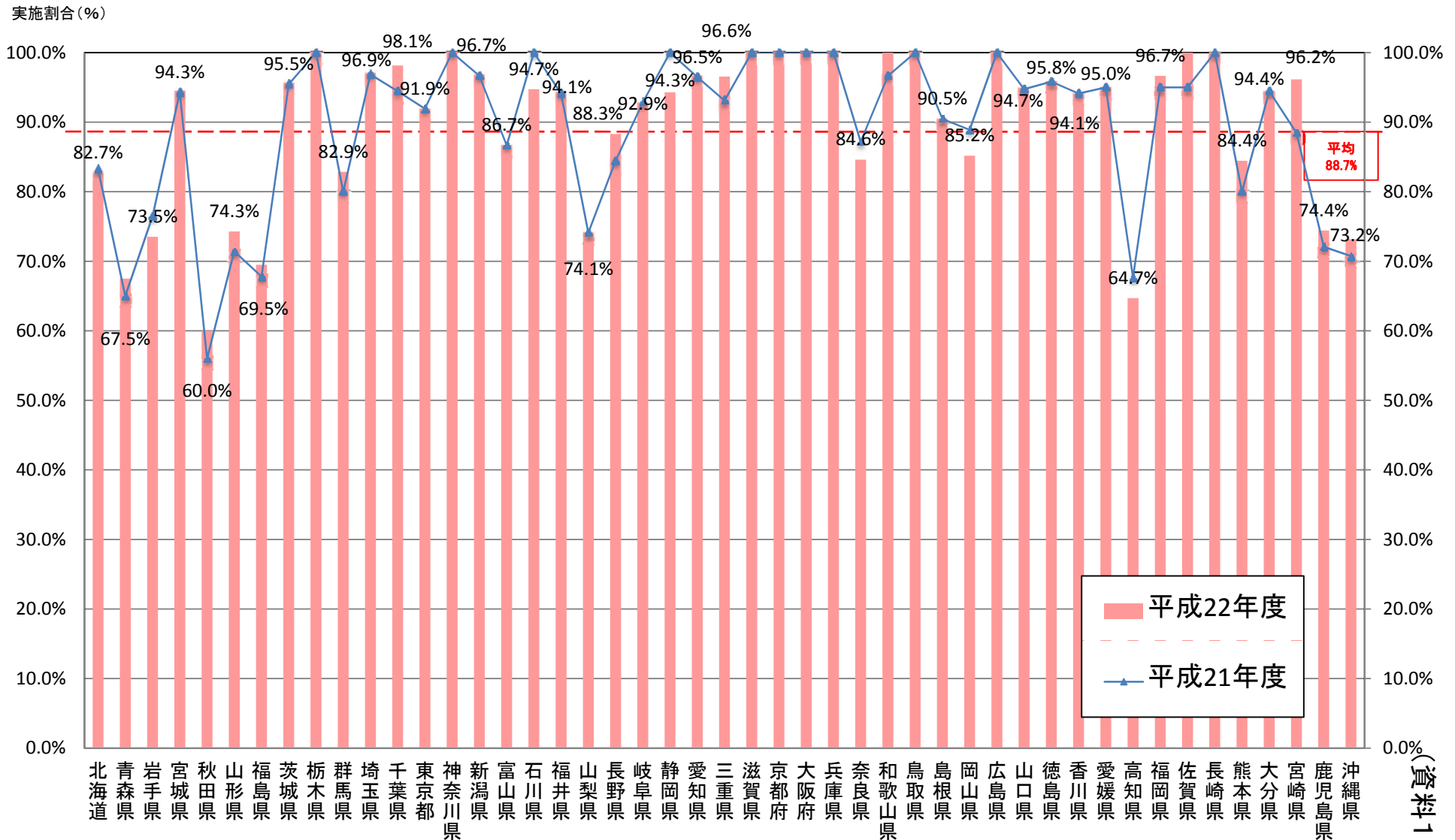
※コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数

各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,552市町村／1,750市町村（H23.3.31現在）で実施割合は88.7%である。

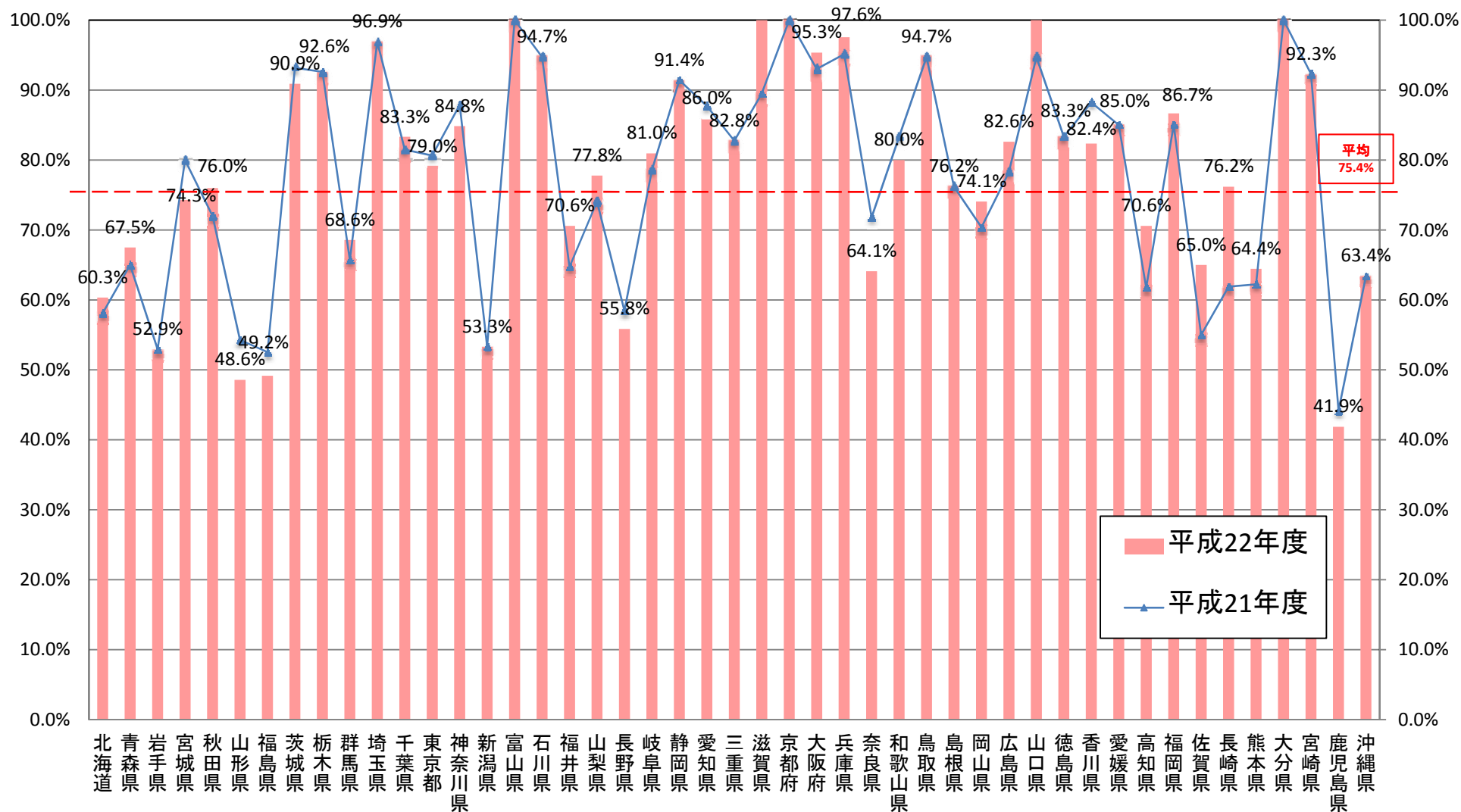


※数値は平成22年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものである。

コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,319市町村／1,750市町村（H23.3.31現在）で実施割合は75.4%である。

実施割合（%）

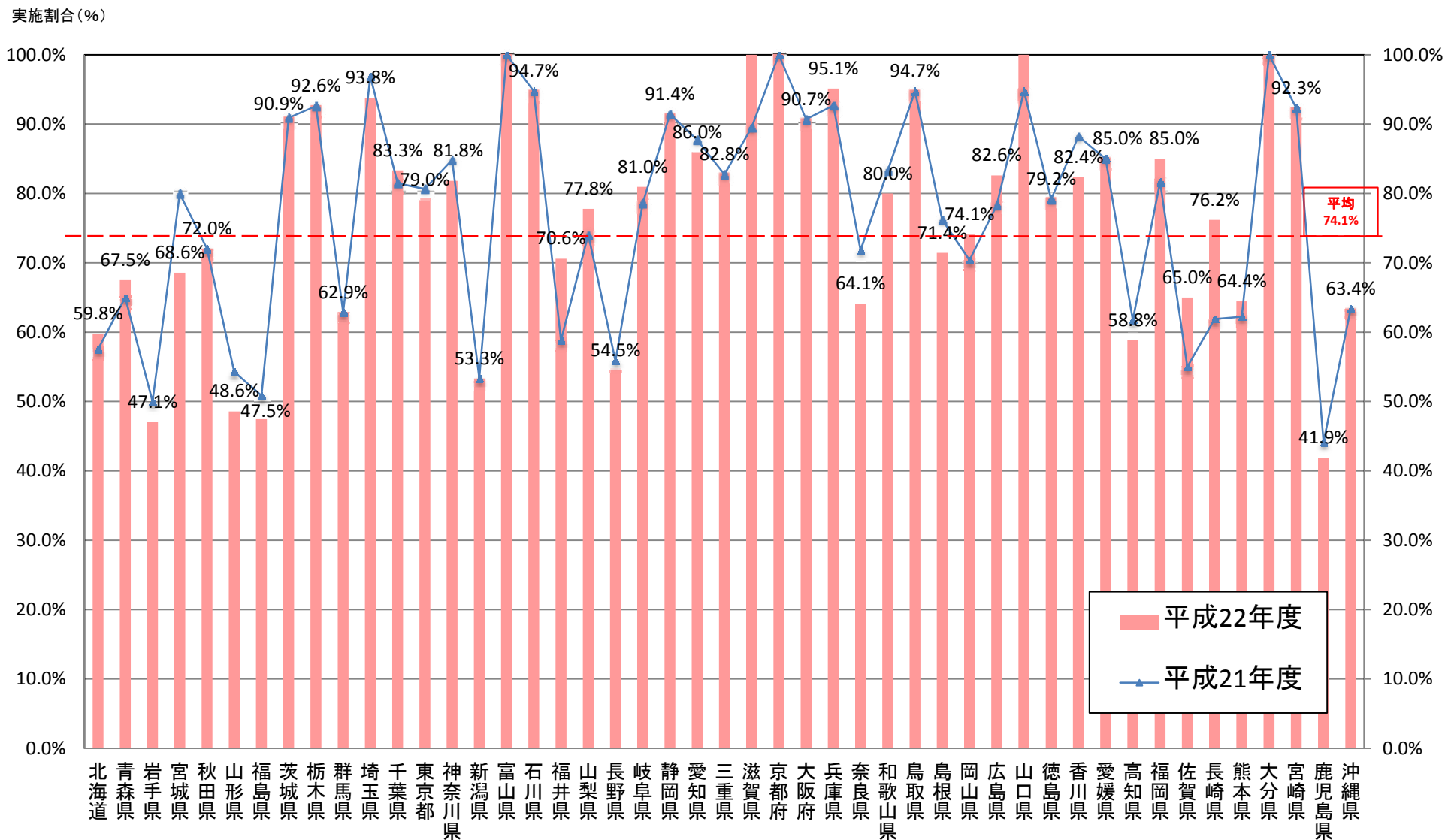


※数値は平成22年度値。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,296市町村／1,750市町村(H23.3.31現在)で実施割合は74.1%である。



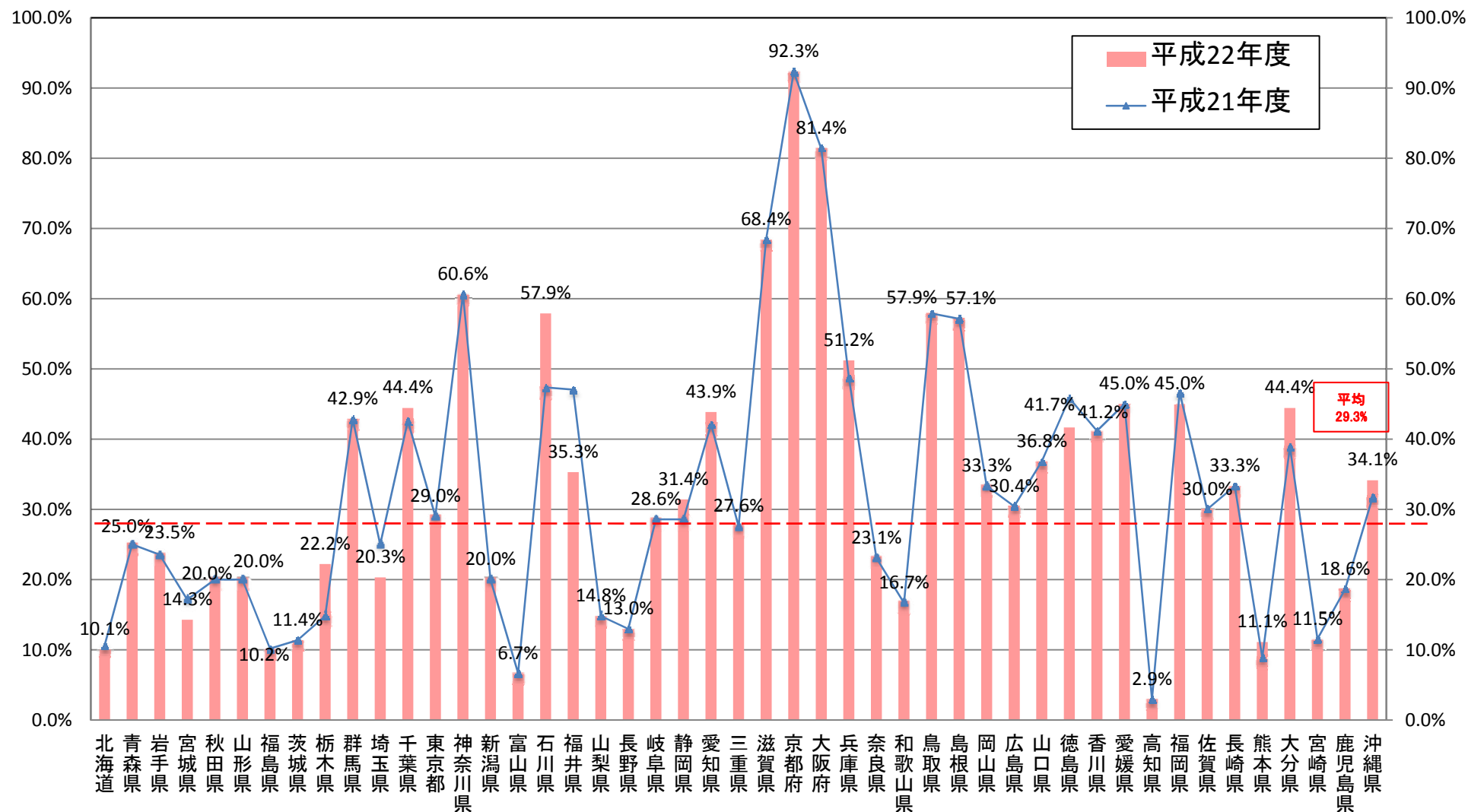
※数値は平成22年度値。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では512市町村／1,750市町村(H23.3.31現在)で実施割合は29.3%である。

実施割合(%)

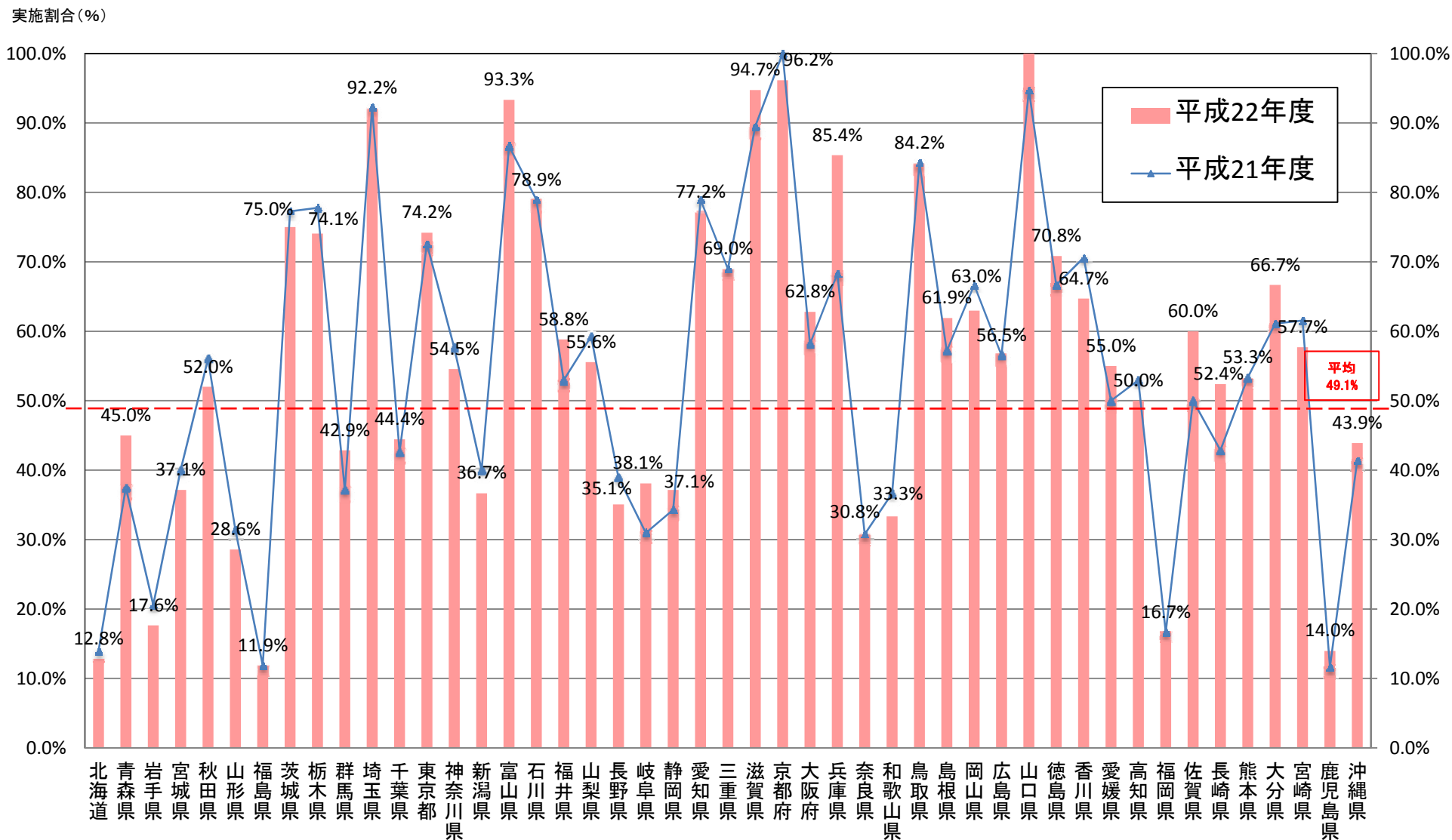


※数値は平成22年度値。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では859市町村／1,750市町村(H23.3.31現在)で実施割合は49.1%である。

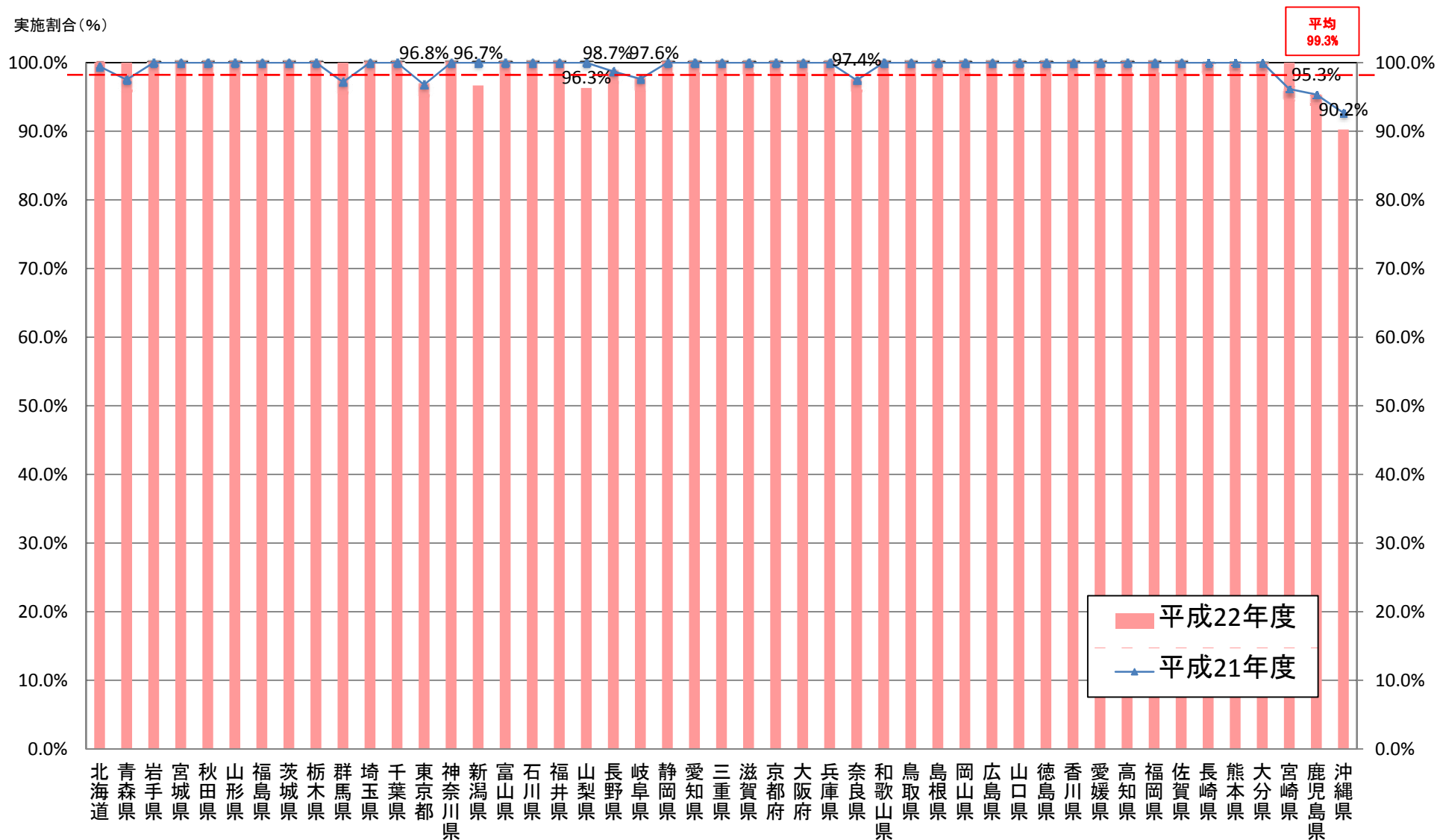


※数値は平成22年度値。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】

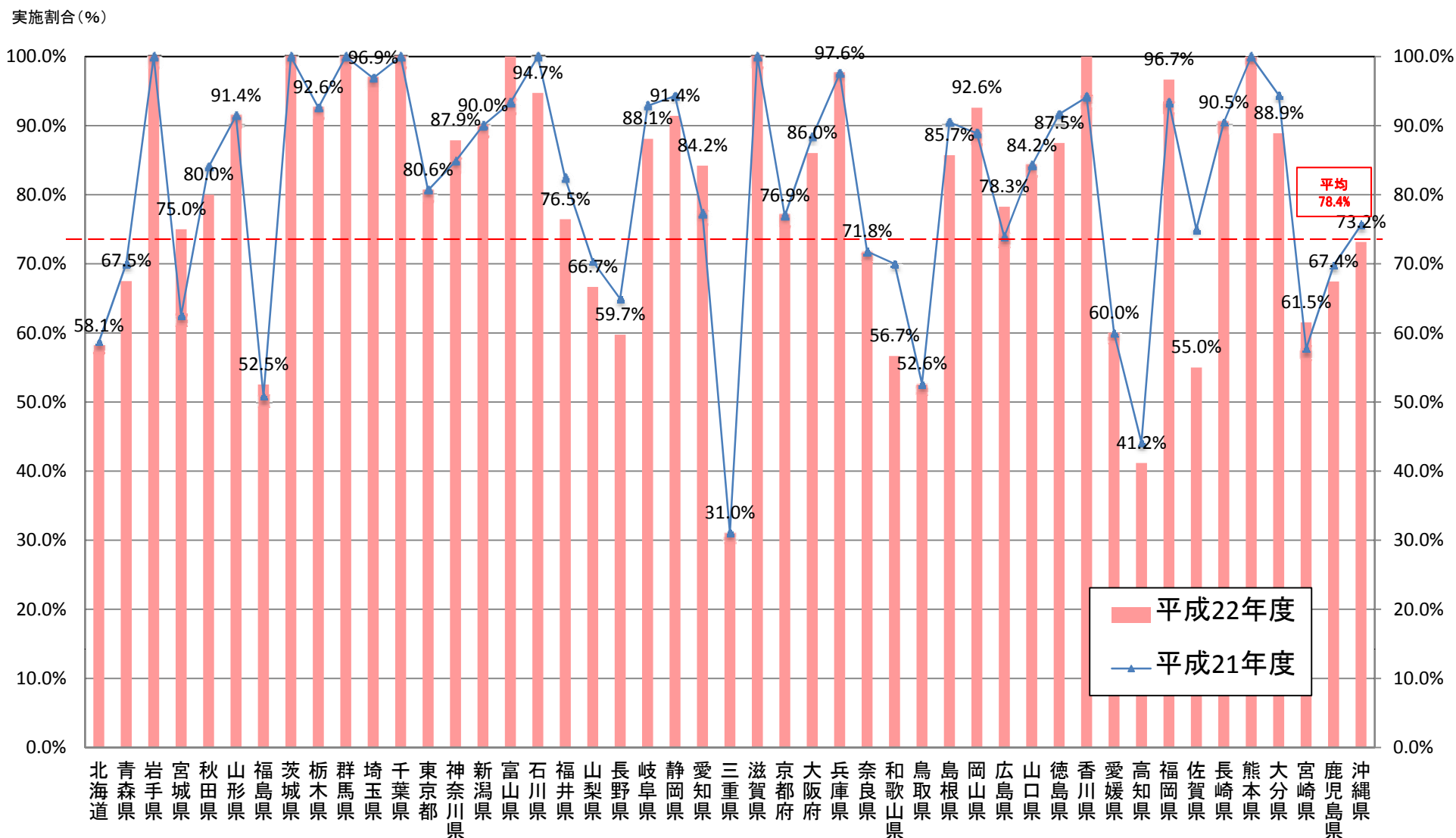
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,737市町村／1,750市町村（H23.3.31現在）で実施割合は99.3%である。



※数値は平成22年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

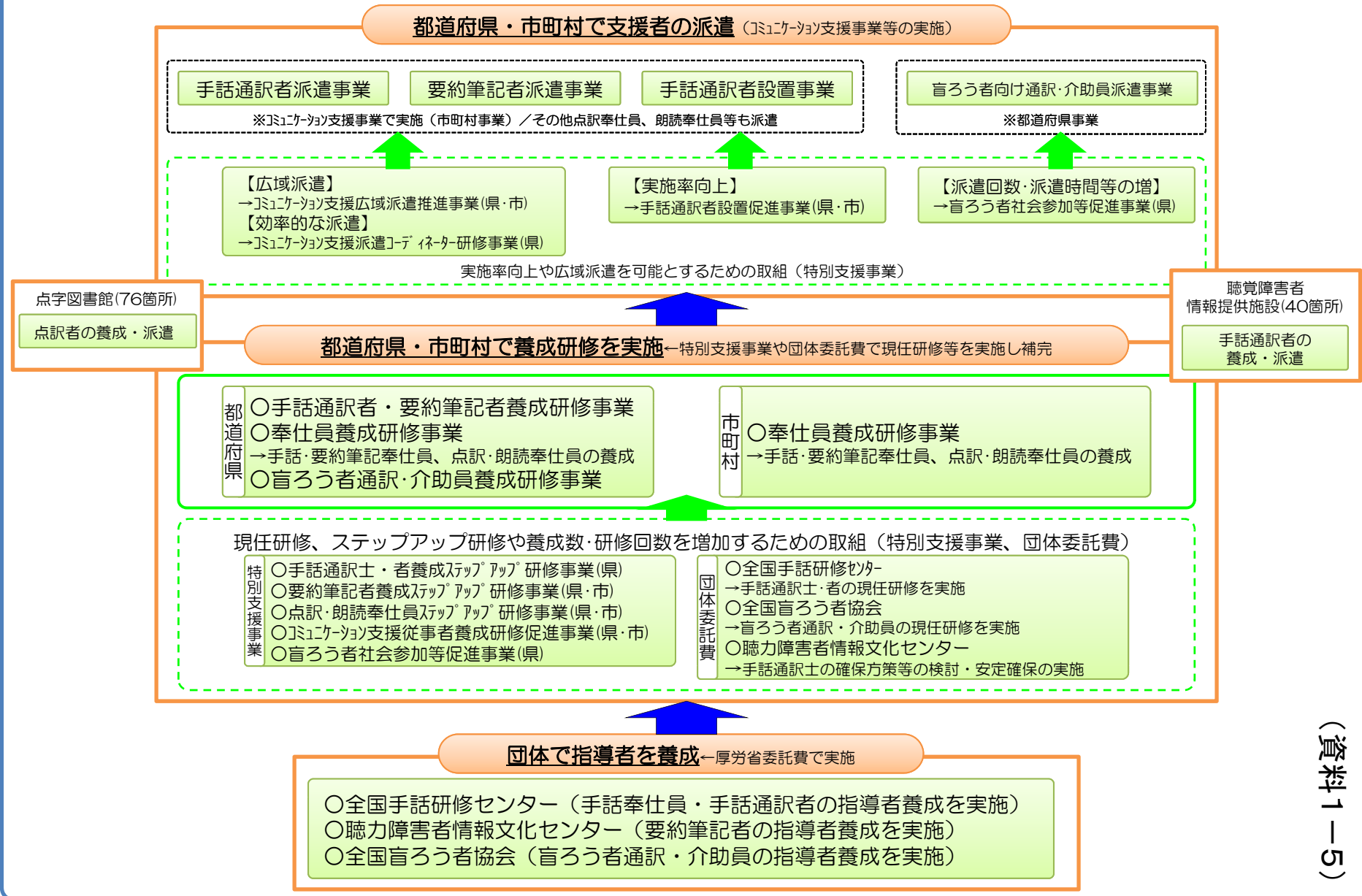
地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,370市町村／1,750市町村（H23.3.31現在）で実施割合は78.4%である。



※数値は平成22年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

情報・コミュニケーション支援の仕組み



21年12月15日
障害保健福祉部
自立支援振興室
地域生活支援係

「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について

はじめに

昨年度、会計検査院の实地検査において、ある市町村で地域活動支援センター機能強化事業の算定にあたり、基礎的事業と機能強化事業の事業費の算定が不適当とする事案が指摘されました。

そのため、当室より、本年9月の全国会議において各市町村へ自己点検をお願いしたところです。

その際、一部の都道府県から、チェックシートのようなものを提示できないかとする意見が述べられたことから、今回、各市町村における自己点検及びそれに伴う見直し作業にあたっての技術的な助言として以下の考え方の整理をお伝えすることとしたものです。

なお、参考として具体的な会計検査院の指摘の概要についても周知します。

1 地域活動支援センター機能強化事業の基本的考え方について

○機能強化事業の区分基準

「基礎的事業」と「機能強化事業」の区分については、本来はその機能強化に着目した「実質基準」で判断すべきであるため、その判断の具体的な判断基準を示すこととするが、別途簡易な方法として「形式基準」での判断も可能と考える。

(1) 実質基準と形式基準

① 「実質基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を区分けしないで交付している場合、事業者の行っている事業の内容によって、基礎的事業と機能強化事業を実質的に判断するもの。

○機能強化事業の実質的な判断の内容

具体的な例としては、

§ 専門的な職員等を配置している場合。

(例)・対象者の障害特性に応じた特別な支援が必要な場合、その資格を有する職員を加配。

・医療福祉分野の社会基盤との連携強化や地域ボランティア育成等のための職員を加配。

§ 基礎的事業以外の事業を行っている場合。

(例)・基礎的事業以外の利用者支援事業

- ・障害特性に応じて実施する事業
- ・基礎的事業以外の施設外支援(通院・入院支援、就労支援など)
- ・家族支援 など

§ 高度な支援を必要とする障害者を受け入れて支援を行っている場合

※ 個別事例について疑義がある場合は、当室へ相談して下さい。

②「形式基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を別の要綱に定めるなど、区分けして交付している場合、その区分けによって、基礎的事業と機能強化事業を形式的に判断するもの。

なお、当該市町村が小規模作業所へ補助している場合、地域活動支援センターへの交付額が同規模の作業所へ交付する金額を超えて補助を実施している場合において「機能強化の内容を明確に説明できる場合」、その差額を形式的に機能強化事業と区分けすることも可と考える。

※上記の場合、当然のことながら差額についても合理的な説明を可能としておくことを必要と考える。

(2)金額算定方法について

実質基準による場合、当該追加経費の内容を明細として準備しておくこと。

形式基準については、同規模の小規模作業所に対する補助額との比較表(差額が算出されるもの)を準備しておくこと。

(補助金の精算時の添付資料とすることについて、別途検討中です)

2 チェックシート(参考例)について

別添の参照資料をご覧下さい。

3 会計検査院指摘事案の概要

昨年度、会計検査院による市町村の実地検査の際に、A市における地域生活支援事業のうち、「地域活動支援センター機能強化事業」の事業費算定について指摘を受けたものです。

（指摘内容）

- ・ A市においては、何ら積算根拠もないまま単純に600万円を地域活動支援センターの事業費から控除した残額を機能強化事業の事業費として計上。
- ・ 600万円については、「国から示された」という理由しか説明されなかった。

（注）A市は、平成17年12月26日の障害保健福祉関係主管課長会議で示された資料を根拠として提示した。

（処理内容）

会計検査院から指摘を受けた事案は自立支援法施行後に地域活動支援センターへ移行した作業所であったが、従前の補助水準額などを参考に機能強化事業の事業費を算定し直すこととした。

(別添)

見直し後の「チェックシート」の例

現在、お願いしている地域生活支援事業の実施要綱の見直し等にあたって、自己点検用に以下のチェック項目を例示します。見直しの考え方が生かされているか否かの自己点検用にご使用下さい。

【地域活動支援センター機能強化事業の自己点検におけるチェックシート】

《助成額》

- 過去に当室より例示した金額(17年12月の課長会議資料で例示した補助額)を根拠に区分していないか。
- 区分した基礎的事業の額が同一市町村における同規模の小規模作業所への助成額を下回っていないか。
- 従来、小規模作業所として助成していた場合、機能強化事業を基礎的事業(交付税措置)の上乗せではなく、その基礎的事業分を減額し、トータルで小規模作業所と同額又は減額していないか。

《機能強化事業について対外的な説明が可能となっているか》

- 機能強化事業として職員の加配を行う場合、専門的な資格をもつ職員又は機能強化事業を行うための職員を加配しているか。
- 基礎的事業の事業内容が定められているか。
- 機能強化事業の事業内容が定められているか。

《型式要件》(補助要綱等を区分している場合)

- 基礎的事業部分と機能強化事業部分の事業費が明確に区分けされているか。

小規模作業所の新体系等への移行状況（推移）

平成23年4月時点では、82.1%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

平成18年10月時点

移行状況	か所数	割合
移行	757 か所	12.8%
地域活動支援センター	450 か所	7.6%
個別給付事業	163 か所	2.8%
個別給付事業との統合等	144 か所	2.4%
小規模作業所のまま存続	5,150 か所	87.2%

平成20年4月時点

移行状況	か所数	割合
移行	3,166 か所	53.2%
地域活動支援センター	1,828 か所	30.7%
個別給付事業	1,010 か所	17.0%
個別給付事業との統合等	328 か所	5.5%
小規模作業所のまま存続	2,783 か所	46.8%

平成21年4月時点

移行状況	か所数	割合
移行	4,034 か所	68.3%
地域活動支援センター	2,238 か所	37.9%
個別給付事業	1,417 か所	24.0%
個別給付事業との統合等	379 か所	6.4%
小規模作業所のまま存続	1,870 か所	31.7%

平成22年4月時点

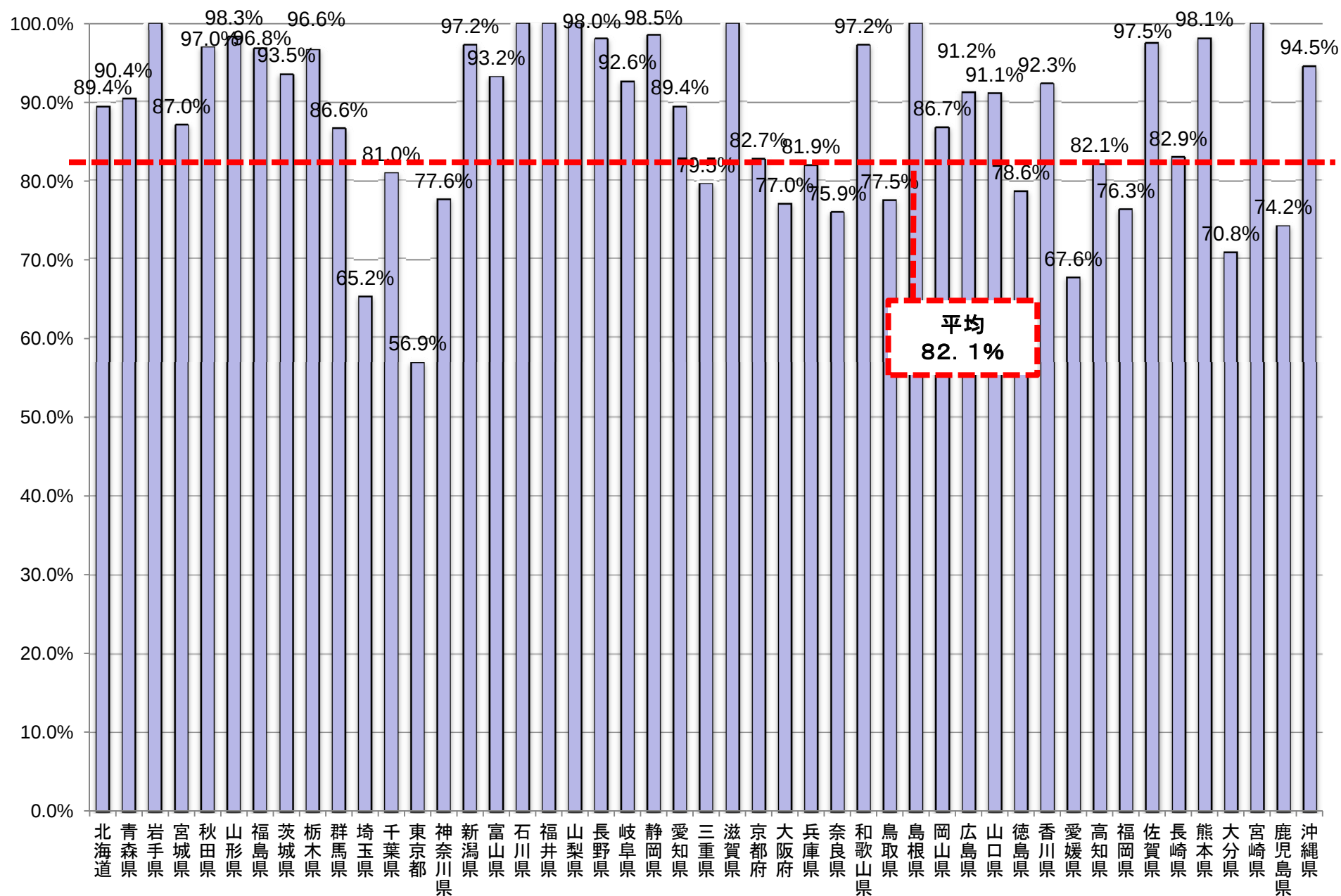
移行状況	か所数	割合
移行	4,451 か所	74.7%
地域活動支援センター	2,417 か所	40.6%
個別給付事業	1,618 か所	27.2%
個別給付事業との統合等	416 か所	7.0%
小規模作業所のまま存続	1,505 か所	25.3%

平成23年4月時点

移行状況	か所数	割合
移行	4,891 か所	82.1%
地域活動支援センター	2,525 か所	42.4%
個別給付事業	1,892 か所	31.8%
個別給付事業との統合等	474 か所	8.0%
小規模作業所のまま存続	1,067 か所	17.9%

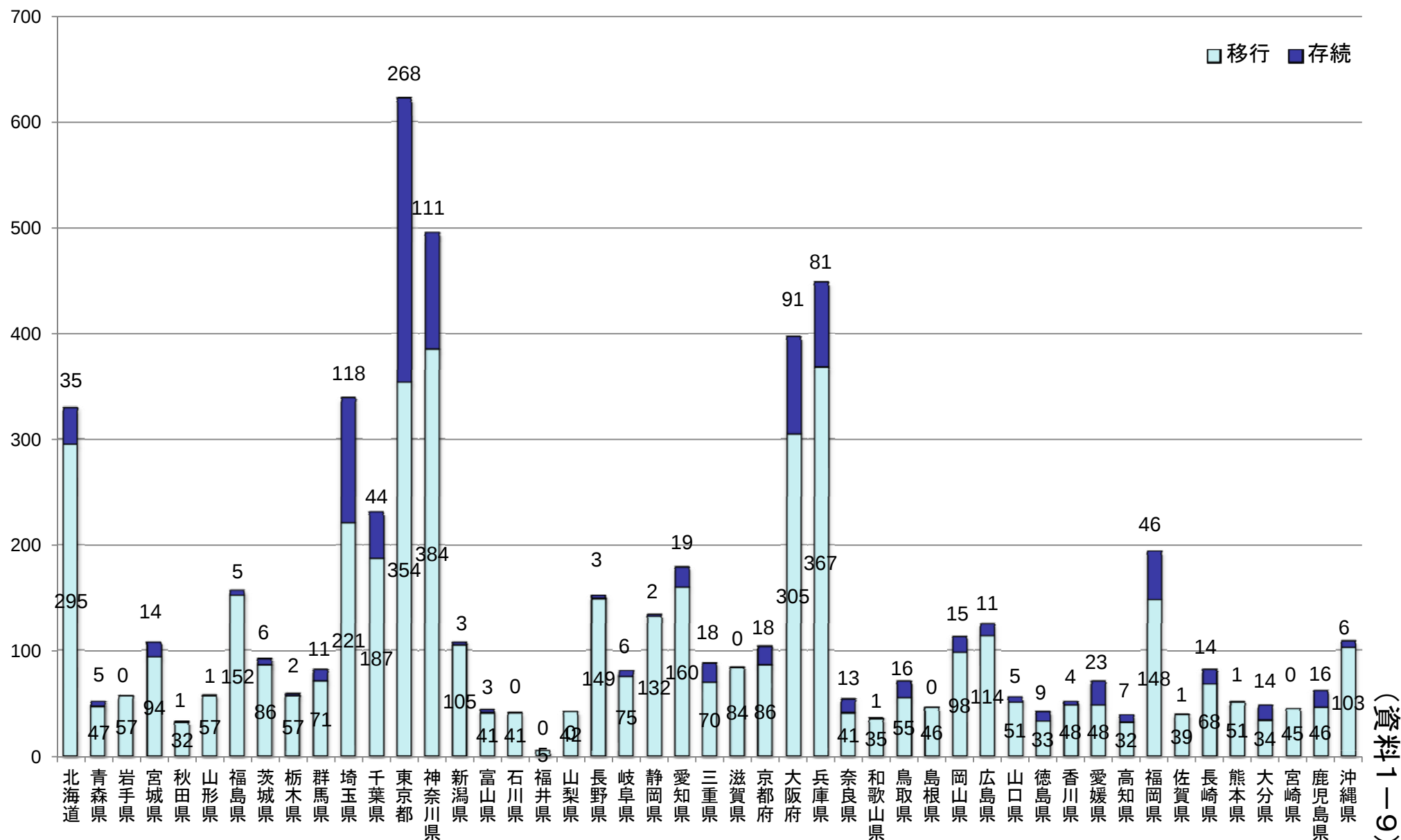
自治体からの報告に基づき、自立支援振興室において集計したもの。

小規模作業所の新体系等への移行状況(都道府県別:移行率)平成23年4月時点



自治体からの報告に基づき、自立支援振興室において集計したもの。

小規模作業所の新体系等への移行状況(都道府県別:か所数)平成23年4月時点



自治体からの報告に基づき、自立支援振興室において集計したもの。

(資料1-9)

(資料 2 - 1)

聴覚障害者情報提供施設 設置状況

平成23年12月26日現在)

都道府県（市）	設置	設置予定	都道府県（市）	設置	設置予定
北海道			広島県		
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県			香川県	○	
秋田県			愛媛県	○	
山形県		平成24年度	高知県	○	
福島県			福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県		平成24年度
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県		平成24年度
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市		
福井県			千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県			静岡市		
三重県		平成24年度	浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府			京都市	○	
大阪府	○	平成23年6月設置済み	大阪市		
兵庫県	○		堺市		平成24年度
奈良県		平成24年度	神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県			広島市		
島根県	○(2箇所)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			計	40	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

※「設置予定」は、平成19年12月に障害者施策推進本部にて決定された「重点施策実施5か年計画」に基づいて、平成24年度までの設置予定を確認したものである。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デージーデータ（音声を利用したデータ）をはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などの情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

○サピエ図書館

「サピエ図書館」は、全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約47万件）として広く活用されています。

また、12万タイトルの点字データを保有し、2万タイトルのデージーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デージーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

○地域・生活情報

図書データだけでなく地域に密着した種々の情報も提供します。地元の情報だけでなく、全国から地域やジャンルを選ぶことができ、居ながらにして全国各地の情報が得られます。

施設・団体は、地元の自治体、企業やボランティアの協力を得て、視覚障害者等への地域の情報発信源として、情報提供の幅を広げることができます。

○ポータルサイト・ゲストページ

お気に入り情報やリンク集など、インターネットの利用がより楽になる機能を備えています。どなたでも、サピエ図書館の書誌を検索し、地域情報の見出しをみることができ、インターネットから得た情報を地域の情報提供施設に確認できます。

施設・団体に向けては、点字図書・音声図書等の製作の効率化を図るため、インターネットを利用した製作や、製作者同士が連携しやすいシステムを提供し、製作時間の短縮によって会員・地域施設の利用者へのサービス向上を実現します。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場です。

身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱新旧対照表（案）

新										旧											
身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱										身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱											
1～3（略）										1～3（略）											
4（1）（略）										4（1）（略）											
(2)ア（略） イ（略）										(2)ア（略） イ（略）											
1 区分	2 種 目	3 基 準 額				4 対 象 経 費				5補助率	1 区分	2 種 目	3 基 準 額				4 対 象 経 費				5補助率
身 体 障害者 保護費 負担金	点字図書館 等事務費	次に掲げる額の合算額 1 一般事務費 専任職員数別、級地別に1 施設当たり年額として次に掲 げる額				点字図書館及び聴覚障害者 情報提供施設の運営のために 必要な報酬、給料、職員手当 、賃金、旅費、需用費（消耗 品費、燃料費、食糧費、印刷 製本費、光熱水費及び修繕料） 役務費（通信運搬費及び 手数料）、委託料、使用料及 び賃借料及び備品購入費等				5 10	身 体 障害者 保護費 負担金	点字図書館 等事務費	次に掲げる額の合算額 1 一般事務費 専任職員数別、級地別に1 施設当たり年額として次に掲 げる額				点字図書館及び聴覚障害者 情報提供施設の運営のために 必要な報酬、給料、職員手当 、賃金、旅費、需用費（消耗 品費、燃料費、食糧費、印刷 製本費、光熱水費及び修繕料） 役務費（通信運搬費及び 手数料）、委託料、使用料及 び賃借料及び備品購入費等				5 10
	専 任 職員数	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	左記 以外	専 任 職員数		18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	左記 以外		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	1	6,709	6,566	6,424	6,329	6,234	6,139	5,997	5,854	1		6,680	6,538	6,396	6,301	6,207	6,112	5,970	5,829		
	2	11,907	11,635	11,363	11,182	11,001	10,819	10,547	10,275	2		11,852	11,581	11,310	11,129	10,948	10,768	10,497	10,226		
	3	15,973	15,600	15,228	14,979	14,731	14,482	14,110	13,737	3		15,895	15,523	15,152	14,905	14,657	14,410	14,038	13,667		
4	21,172	20,669	20,167	19,832	19,497	19,162	18,660	18,158	4	21,067	20,566	20,066	19,732	19,399	19,065	18,565	18,064				
5	25,238	24,634	24,031	23,629	23,227	22,825	22,222	21,619	5	25,110	24,509	23,908	23,508	23,108	22,707	22,106	21,506				
(注) 1 地域区分は次によること。 (1)～(5)（略） (6) 6/100は、人事院規則9－49別表第1及び附則別表第1の支給 割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、 <u>川口市のうち 旧鳩ヶ谷市</u> 、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原 市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。 (7)（略） 2 常勤職員が5人を超えて設置されている場合であって、厚生労働 大臣の承認を得た場合、本表の5人の限度額に <u>級地別に1人当たり 次に掲げる額</u> を加算することができる。										(注) 1 地域区分は次によること。 (1)～(5)（略） (6) 6/100は、人事院規則9－49別表第1及び附則別表第1の支給 割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、 <u>鳩ヶ谷市</u> 、富 士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、 <u>神奈川県寒 川町</u> 、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。 (7)（略） 2 常勤職員が5人を超えて設置されている場合であって、厚生労働 大臣の承認を得た場合、本表の5人の限度額に1人当たり <u>4,622,000 円</u> を加算することができる。											

5～14（略）
（別紙1）（略）
別紙様式1から別紙様式9まで（略）

5～14（略）
（別紙1）（略）
別紙様式1から別紙様式9まで（略）

障害者 I T 総合推進事業 都道府県別実施状況 (平成 23 年度)

都道府県名	障害者 I T 総合推進事業		備考	都道府県名	障害者 I T 総合推進事業		備考
		障害者 I T 体験・ト センター運営事業				障害者 I T 体験・ト センター運営事業	
北海道	○			滋賀県	○	○	
青森県	○	○		京都府	○	○	
岩手県	○			大阪府	○	○	
宮城県	○	○		兵庫県	○		
秋田県				奈良県	○	○	
山形県	○			和歌山県	○		
福島県	○			鳥取県			県単独事業あり
茨城県	○	○		島根県	○		
栃木県	○			岡山県	○	○	
群馬県	○	○		広島県	○	○	
埼玉県	○	○		山口県	○	○	
千葉県	○	○		徳島県			
東京都	○	○		香川県	○		
神奈川県	○	○		愛媛県	○		
新潟県			地域生活支援事業の 生活訓練等事業で視 覚障害者向け P C 教 室実施	高知県	○		
富山県	○			福岡県	○		
石川県	○	○		佐賀県	○	○	
福井県	○	○		長崎県	○		
山梨県	○	○		熊本県			
長野県	○	○		大分県	○		
岐阜県	○	○		宮崎県			
静岡県	○	○		鹿児島県	○	○	
愛知県	○	○		沖縄県			地域生活支援事業の社 会参加促進事業で視 覚障害者向け P C 教室 事業実施
三重県	(23 年度 4 月 より開始予定)			計	39	24	

※平成 24 年 1 月末時点における状況 (自立支援振興室調べ)

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認

被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。（「聞こえない人はいませんか？」など）
・手話通訳者、要約筆者などは腕章等を着用。（「手話できます」「『耳マーク』の活用」など）

ニーズの把握

障害特性に応じた支援内容

・障害の程度（全盲・弱視など）や情報取得方法（点字・音声・拡大文字など）等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度（聞こえの状態など）や情報取得方法（手話・文字・補聴器など）等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携

避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明

トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有

食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「張り紙を見て下さい。」など）

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「1時の放送を聞いて下さい。」など）

機材・物品

共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
・テレビ（解説放送）
・乾電池（ラジオなど） 等

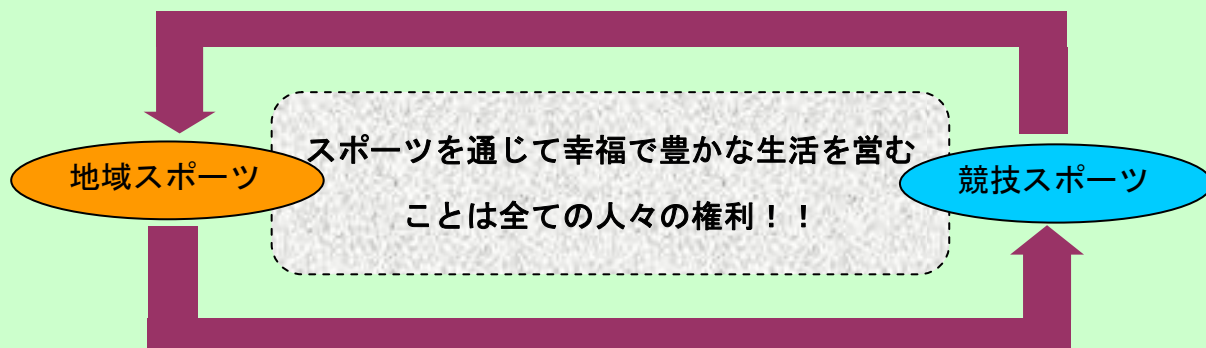
・テレビ（字幕・手話放送）
・ホワイトボード（設置型、携帯型）
・補聴器用電池 等

スポーツ基本法の概要

概 要

1 前 文

- ◆ スポーツの意義、効果等について定めるとともに、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進することを明記する。



2 総 則

- ◆ スポーツに関する基本理念、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務・努力等を定める。

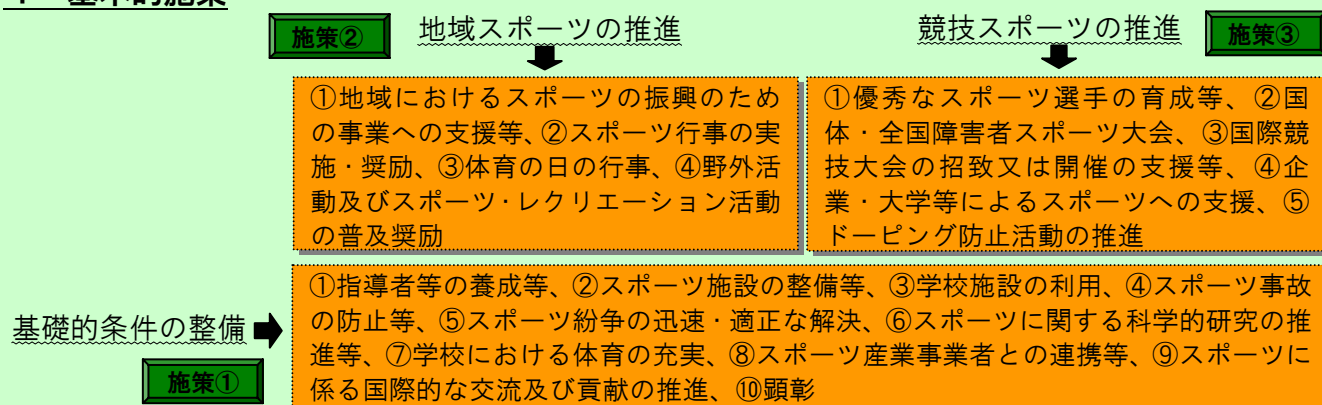
<基本理念>

①自主的・自律的なスポーツ活動、②学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携、③人々の交流促進・地域間の交流の基盤整備、④スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保、⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようになるための配慮、⑥競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携・効果的な実施、⑦国際相互理解の増進・国際平和への寄与、⑧スポーツに対する国民の幅広い理解・支援

3 スポーツ基本計画等

- ◆ 国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について定める。

4 基本的施策



5 スポーツの推進に係る体制の整備

- ◆ スポーツ推進会議、スポーツ推進委員等について定める。

6 国の補助等

- ◆ 国・地方公共団体の補助について定める。

その他

- ◆ スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずる。

スポーツ基本法（議員立法）について

【スポーツ基本法について】

- スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）については、平成23年6月24日付け文部科学副大臣通知（23文科ス第310号）により、その公布について周知されていたところですが、「スポーツ基本法の施行期日を定める政令（平成23年政令第231号）」により、平成23年8月24日から施行されています。
- このスポーツ基本法には、新たに障害者スポーツに関する規定が設けられ、障害者スポーツの推進を図ることとされています。
- 今後、文部科学省を中心に「スポーツ基本計画」が策定され、地方公共団体においては、この「スポーツ基本計画」の動向を参酌し、障害者スポーツの推進も含めた「地方スポーツ推進計画」の策定が検討されることとなりますので、スポーツ担当課と十分に連携を図られるようお願いいたします。

【厚生労働省に関する主な部分】

（第2条 基本理念）

- 5 スポーツは、障害者が自主的にかつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

（第25条 優秀なスポーツ選手の育成等）

国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

（第26条 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

- 2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本

障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(第27条 国際競技大会の招致又は開催の支援等)

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(第30条 スポーツ推進会議)

政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(第33条 国の補助)

国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

附則

(第1条 施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第2条 スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※スポーツ基本法関係資料については、文部科学省ホームページに記載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm

(資料 2 - 7)

日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者
(スポーツ指導員 初級・中級・上級)
各都道府県・指定都市別登録者数

平成 23 年 12 月 31 日現在

各都道府県 指定都市	上級	中級	初級	計	各都道府県 指定都市	上級	中級	初級	計
北海道	6	48	440	494	滋賀県	15	53	176	244
札幌市	11	40	234	285	京都府	5	21	168	194
青森県	8	18	137	163	京都市	15	31	141	187
岩手県	4	30	122	156	大阪府	33	197	757	987
宮城県	2	62	261	325	大阪市	35	72	302	409
仙台市	7	76	236	319	堺市	3	7	61	71
秋田県	4	26	215	245	兵庫県	17	95	657	769
山形県	11	33	123	167	神戸市	12	50	276	338
福島県	6	27	281	314	奈良県	7	45	171	223
茨城県	8	29	489	526	和歌山県	2	31	200	233
栃木県	4	17	280	301	鳥取県	3	19	135	157
群馬県	10	21	260	291	島根県	3	6	76	85
埼玉県	58	86	825	969	岡山県	1	19	173	193
さいたま市	1	8	126	135	岡山市	6	13	123	142
千葉県	11	54	506	571	広島県	9	23	192	224
千葉市	5	7	66	78	広島市	7	32	107	146
東京都	85	156	1,400	1,641	山口県	6	45	400	451
神奈川県	16	55	443	514	徳島県	3	8	127	138
横浜市	11	39	529	579	香川県	4	18	141	163
川崎市	3	6	160	169	愛媛県	5	16	151	172
相模原市	3	9	64	76	高知県	11	55	138	204
山梨県	0	4	54	58	福岡県	32	63	637	732
新潟県	9	44	481	534	北九州市	7	15	222	244
新潟市	1	3	46	50	福岡市	19	45	232	296
富山県	13	21	188	222	佐賀県	2	6	149	157
石川県	2	17	152	171	長崎県	3	9	205	217
福井県	0	16	144	160	熊本県	9	30	350	389
長野県	15	54	383	452	大分県	12	114	520	646
岐阜県	4	27	245	276	宮崎県	3	11	230	244
静岡県	16	31	411	458	鹿児島県	4	33	234	271
静岡市	0	3	95	98	沖縄県	12	13	157	182
浜松市	1	6	71	78	小計	305	1,195	7,608	9,108
愛知県	24	68	939	1,031					
名古屋市	16	34	361	411					
三重県	8	25	466	499					
小計	383	1,200	11,233	12,816	合計	688	2,395	18,841	21,924

日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者
(障害者スポーツコーチ、障害者スポーツトレーナー、障害者スポーツ医)
各都道府県・指定都市別登録者数

平成23年12月31日現在

各都道府県 指定都市	障害者 スポーツ コーチ	障害者 スポーツ トレーナー	障害者 スポーツ医	計	各都道府県 指定都市	障害者 スポーツ コーチ	障害者 スポーツ トレーナー	障害者 スポーツ医	計
北海道	4	2	11	17	滋賀県			2	2
札幌市	1	1	4	6	京都府	4		1	5
青森県		1		1	京都市			1	1
岩手県			1	1	大阪府	8	2	4	14
宮城県			1	1	大阪市	2	1	3	6
仙台市			1	1	堺市				0
秋田県	2			2	兵庫県	7	1	3	11
山形県	1	1		2	神戸市	1		4	5
福島県		1		1	奈良県			1	1
茨城県	1		9	10	和歌山県	1	1	7	9
栃木県	1	1	1	3	鳥取県	1	1	1	3
群馬県	1	1	3	5	島根県				0
埼玉県	8	2	9	19	岡山県		3	1	4
さいたま市		1		1	岡山市		1		1
千葉県	3	2	1	6	広島県	4	1		5
千葉市	1	1	3	5	広島市	2	4		6
東京都	8	9	42	59	山口県	3		8	11
神奈川県	3	2	4	9	徳島県	1			1
横浜市		2	5	7	香川県			1	1
川崎市			2	2	愛媛県	1		2	3
相模原市				0	高知県	2	1	3	6
山梨県				0	福岡県	4	2	5	11
新潟県	1		2	3	北九州市			2	2
新潟市			1	1	福岡市				0
富山県			3	3	佐賀県	1			1
石川県			6	6	長崎県				0
福井県	1	1		2	熊本県	2			2
長野県	4	4	2	10	大分県	1		3	4
岐阜県	1	1	4	6	宮崎県			4	4
静岡県			1	1	鹿児島県	1	3	1	5
静岡市				0	沖縄県		1	4	5
浜松市		1	2	3	小計	46	22	61	129
愛知県	9	1		10					
名古屋市	2	2	7	11					
三重県	2		1	3					
小計	54	37	126	217	合計	100	59	187	346

都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表

都道府県 指定都市名	団体名	郵便番号	住所	対象とする障害		
				身体	知的	精神
1 北海道	(財)北海道障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興協会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1道民活動センター	○	○	○
2 青森県	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会 ・NPO法人青森県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	030-0122	青森市大字野尻字今田52-4	○	○	○
3 岩手県	岩手県障がい者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3ふれあいランド 岩手内	○	○	○
4 秋田県	秋田県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内	○	○	○
5 宮城県	宮城県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2	○	○	○
6 山形県	山形県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	990-2231	山形市大字大森385番地山形県身体障害者福祉会館内	○	○	○
7 福島県	(財)福島県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16福島県保健福祉部自立支援総室障がい福祉課内	○	○	○
8 茨城県	茨城県障害者ｽﾎﾟｰﾂ・文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6茨城県保健福祉部障害福祉課内	○	○	○
9 栃木県	栃木県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉ﾌﾞﾗﾞﾞﾞ内	○	○	
10 群馬県	群馬県身体障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	371-0843	前橋市新前橋町13-12	○		
11 群馬県	群馬県知的障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	379-2214	伊勢崎市下触町238-3県立ふれあいｽﾎﾟｰﾂﾌﾞﾗﾞﾞ内		○	
12 埼玉県	埼玉県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124埼玉県大宮合同庁舎3階	○	○	○
13 千葉県	千葉県障害者ｽﾎﾟｰﾂ・レクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1	○	○	○
14 東京都	公益社団法人東京都障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1セントラルﾌﾞﾗﾞﾞ 12F	○	○	○
15 神奈川県	神奈川県障害者社会参加推進センター	221-0844	横浜市新神奈川区区役所4-2神奈川県社会福祉会館内	○	○	○
16 新潟県	新潟県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	950-0121	新潟市中央区向陽1-9-1新潟ふれあいﾌﾞﾗﾞﾞ内	○	○	○
17 富山県	富山県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	931-8443	富山市下飯野新田70-4	○	○	○
18 石川県	石川県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10	○	○	○
19 福井県	—	—	—			
20 山梨県	山梨県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12山梨県福祉ﾌﾞﾗﾞﾞ 1F	○	○	○
21 長野県	NPO法人 長野県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586	○	○	○
22 岐阜県	岐阜県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1岐阜県福祉会館5階	○	○	○
23 静岡県	(財)静岡県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70総合社会福祉会館	○	○	○
24 愛知県	(社福)愛知県社会福祉協議会 障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2	○	○	
25 三重県	三重県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2	○	○	○
26 滋賀県	滋賀県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	520-0037	大津市御陵町4-1滋賀県立ｽﾎﾟｰﾂ会館内	○	○	○
27 京都府	京都障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5京都市障害者ｽﾎﾟｰﾂセンター内	○	○	○
28 大阪府	大阪府障がい者ｽﾎﾟｰﾂ振興協会	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目大阪府健康福祉部障がい保健福祉室自立支援課社会参加支援グループ内	○	○	○
29 兵庫県	(財)兵庫県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課内	○	○	○
30 奈良県	奈良県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4奈良県心身障害者福祉センター内	○	○	
31 和歌山県	和歌山県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	641-0014	和歌山市毛見1437-218 和歌山県子ども・障害者相談センター内	○	○	
32 鳥取県	鳥取県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	689-0201	鳥取市伏野2259-17しらはま交流センター内	○	○	○
33 島根県	(財)島根県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内	○	○	○
34 岡山県	岡山県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 岡山県保健福祉部障害福祉課内	○	○	○
35 広島県	—	—	—			
36 山口県	一般社団法人 山口県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	753-0072	山口市大手町9-6山口県社会福祉会館2F	○	○	○
37 徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0005	徳島市南矢三町2-1-59徳島県立障害者交流ﾌﾞﾗﾞﾞ 2 F	○	○	○
38 香川県	—	—	—			
39 愛媛県	愛媛県身体障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	790-8553	松山市持田町3-8-15愛媛県総合社会福祉会館内	○		
40 高知県	(社福)高知県社会福祉協議会 障害者ｽﾎﾟｰﾂセンター	781-0313	高知市春野町内ノ谷1-1	○	○	○
41 福岡県	福岡県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	816-0804	春日市原町3-1-7福岡県総合福祉センター6階	○	○	○
42 佐賀県	佐賀県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5勤労身体障害者教養文化体育館内	○	○	○
43 長崎県	長崎県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	○	○	○
44 熊本県	熊本県障害者ｽﾎﾟｰﾂ・文化協会	861-8039	熊本市長嶺南2-3-2 熊本県立身体障害者福祉センター内	○	○	○
45 大分県	大分県障がい者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1大分県福祉保健部障害福祉課内	○	○	○
46 宮崎県	宮崎県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	880-0007	宮崎市原町2-22	○	○	○
47 鹿児島県	鹿児島県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートﾌﾞﾗﾞﾞかごしま3F	○	○	○
48 沖縄県	—	—	—			
49 札幌市	(社)札幌市障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	○	○	○
50 仙台市	仙台市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	983-0039	仙台市宮城野区新田東4-1-1 新田東総合運動場内	○	○	○
51 さいたま市	—	—	—			
52 千葉市	—	—	—			
53 相模原市	—	—	—			
54 横浜市	—	—	—			
55 川崎市	—	—	—			
56 新潟市	—	—	—			
57 静岡市	—	—	—			
58 浜松市	NPO法人 浜松市障害者スポーツ協会	432-8021	浜松市中区佐鳴台3-52-23	○	○	○
59 名古屋市中区	名古屋市中区障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	465-0055	名古屋市中区東区勢子坊2-1501 名古屋市中区障害者ｽﾎﾟｰﾂセンター内	○	○	○
60 京都市	公益社団法人 京都市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5	○	○	○
61 大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・ｽﾎﾟｰﾂ協会	546-0034	大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障害者ｽﾎﾟｰﾂ・スポーツ振興部内	○	○	
62 堺市	—	—	—			
63 神戸市	(財)神戸市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市立こうべ市民福祉交流センター内	○	○	○
64 岡山市	—	—	—			
65 広島市	広島市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	732-0052	広島市東区光町2-1-5 広島市心身障害者福祉センター内	○	○	○
66 北九州市	北九州市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 北九州市障害者ｽﾎﾟｰﾂセンター内	○	○	○
67 福岡市	福岡市障がい者ｽﾎﾟｰﾂ・レクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉ﾌﾞﾗﾞﾞ 3階	○	○	○

資料：(公財)日本障害者スポーツ協会

ロンドン2012パラリンピック競技大会概要

- 1 大会名称 ロンドン2012パラリンピック競技大会（第14回夏季大会）
「London 2012 Paralympic Games」（通称：ロンドンパラリンピック）
- 2 大会ビジュアル 'To use the power of the Games to inspire lasting change'
- 3 大会期間 平成24年8月29日（水）開会式～9月9日（日）閉会式（12日間）
- 4 開催地 イギリス・ロンドン（主会場：ロンドンオリンピックスタジアム）
- 5 運営主体 国際パラリンピック委員会（IPC）
ロンドン2012オリンピック・パラリンピック組織委員会（LOCOG）
- 6 参加国・地域（前回北京大会：146カ国・地域参加）
- 7 開催規模 参加者数 約 6,000 人（選手 4,000 人 役員 2,000 人）
【参考】前回参加者数：選手：3,951 名、役員：約 2,000 名
競技役員数：約 2,500 人
取材申請メディア数：約 5,600 名

- 8 実施競技・会場（全 20 競技）※選手村を含め原則的にロンドンオリンピックと同会場を使用。

No	競技名		地 域	会 場
1	アーチェリー		ロンドン	The Royal Artillery Barracks
2	陸上競技		オリンピック公園	Olympic Stadium
3	ボッチャ		エクセル	South Arena 1
4	自転車	トラック	オリンピック公園	Velodrome
		ロード	ロンドン	Regent's Park
5	馬 術		ロンドン	Greenwich Park
6	5人制サッカー		オリンピック公園	Hockey Centre
7	7人制サッカー		オリンピック公園	Hockey Centre
8	ゴールボール		オリンピック公園	Handball Arena
9	柔 道		エクセル	North Arena 2
10	パワーリフティング		エクセル	South Arena 3
11	ボート		イートン ドーミィ	Buckinghamshire
12	セーリング		ウエイマス	Weymouth and Portland Dorset
13	射 撃		ロンドン	The Royal Artillery Barracks
14	水 泳		オリンピック公園	Aquatics Centre
15	卓 球		エクセル	North Arena 1
16	シッティングバレーボール		エクセル	South Arena 2
17	車椅子バスケットボール		ロンドン	North Greenwich Arena 1
			オリンピック公園	Basketball Arena
18	車いすフェンシング		エクセル	North Arena 2
19	車いすラグビー		オリンピック公園	Basketball Arena
20	車いすテニス		オリンピック公園	Eton Manor

9 大会特記事項

- 1) 2000年シドニー大会以降中断されていた知的障害選手の正式参加が再開される予定。
実施競技：陸上競技、水泳、卓球

10 大会エンブレムと大会マスコット

大会エンブレム



大会マスコット
「マンデビル」



11 日本選手団参加資格獲得状況（平成24年1月23日現在）

	競技名	参加枠	配分枠最終決定日
1	陸上競技	○	(配分6月22日)
2	自転車	○	(配分4月9日)
3	水泳	○	(配分6月22日)
4	車いすテニス	○	(配分6月18日)
5	柔道	未定	(配分4月9日)
6	アーチェリー	○	(配分4月9日)
7	卓球	未定	(配分4月23日)
8	ボッチャ	○	(配分4月9日)
9	パワーリフティング	未定	(配分4月9日)
10	射撃	○	(配分4月9日)
11	馬術	未定	(配分4月9日)
12	車いすフェンシング	未定	(配分4月9日)
13	ボート	未定	(配分4月9日)
14	セーリング	○	(配分4月9日)
15	車椅子バスケットボール 女子	予選敗退	
	車椅子バスケットボール 男子	○	
16	ゴールボール 女子	○	
	ゴールボール 男子	予選敗退	
17	シットバレーボール 女子	○	
	シットバレーボール 男子	予選敗退	
18	ウィルチェアラグビー	○	
19	5人制サッカー（視覚）	予選敗退	
20	7人制サッカー（CP）	予選敗退	

2013 年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・ピョンチャン（平昌） 大会概要

スペシャルオリンピックスでは、オリンピックと同様に夏季・冬季の世界大会を 4 年毎に開催しています。冬季世界大会として 10 回目を迎える今大会では 2013 年 1 月 29 日～2 月 6 日にかけて韓国・平昌で開催され、スペシャルオリンピックス日本ではこの大会に、「2012 年第 5 回スペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲーム・福島」の結果を基に選考された日本選手団を派遣します。

- 1) 大会名称 2013 年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・ピョンチャン（平昌）

英文：Special Olympics World Winter Games PyeongChang 2013

- 2) 開催時期 2013 年 1 月 29 日～2 月 6 日

ホストタウンプログラム 1 月 26 日～1 月 29 日

開 会 式：2013 年 1 月 29 日

閉 会 式：2013 年 2 月 5 日

- 3) 開催地 大韓民国 平昌市、江陵市

- 4) 参加者 アスリート・・・127 ヶ国・地域より 2,300 人

コーチ・役員・・・1,100 人、ボランティア・・・6,000 人

- 5) 実施競技と会場 7 公式競技を実施／日本選手団は全競技に派遣

〔開／閉会式〕	Yongpyong Dome, Pyeongchang
〔競技会場〕	平昌市、江陵市内各会場
〔実施競技〕 アルペンスキー、クロスカントリースキー、フィギュアスケート、フロアホッケー、 ショートトラックスピードスケート、スノーボード、スノーシューイング	

- 6) その他イベント ヘルシー・アスリート

国際法執行者トーチラン

ホストタウンプログラム

スクールエンリッチメントプログラム

グローバルユースサミット

グローバルユースラリー

ユニティ・スポーツ

グローバルファミリーフォーラム



第 12 回全国障害者スポーツ大会（「ぎふ清流大会」）の概要

- 1 開催期間
平成 24 年 10 月 13 日（土）～ 15 日（月）

- 2 大会のスローガン
輝け はばたけ だれもが主役

- 3 実施競技

個人競技（6 競技）

陸上競技【身体・知的】
水泳【身体・知的】
アーチェリー【身体】
卓球【身体・知的】・サントテーブルニス【身体】
フライングディスク【身体・知的】
ボウリング【知的】

団体競技（7 競技）

バスケットボール【知的】
車椅子バスケットボール【身体】
ソフトボール【知的】
フットベースボール【知的】
グランドソフトボール【身体】
バレーボール【身体・知的・精神】
サッカー【知的】

- 4 オープン競技
脳性まひ者 7 人制サッカー
障害者ゴルフ
車椅子ツインバスケットボール

- 5 大会を支えるボランティア（予定）
大会運営ボランティア 約 3,900 名
情報支援ボランティア 約 600 名
手話 約 430 名
手書き要約筆記 約 130 名
パソコン要約筆記 約 40 名
選手団サポートボランティア 約 800 名

6 都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数（案）

都道府県（市）	個人競技参加枠割当数			都道府県（市）	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	30	36	66	山口県	24	30	54
青森県	11	16	27	徳島県	9	12	21
岩手県	11	15	26	香川県	10	11	21
宮城県	10	14	24	愛媛県	14	16	30
秋田県	13	13	26	高知県	9	11	20
山形県	11	12	23	福岡県	18	23	41
福島県	15	19	34	佐賀県	9	13	22
茨城県	14	22	36	長崎県	13	17	30
栃木県	12	17	29	熊本県	12	15	27
群馬県	12	16	28	大分県	12	14	26
埼玉県	25	33	58	宮崎県	12	14	26
千葉県	21	29	50	鹿児島県	17	20	37
東京都	64	73	137	沖縄県	12	16	28
神奈川県	17	22	39	札幌市	14	17	31
新潟県	15	21	36	仙台市	8	11	19
富山県	13	17	30	さいたま市	8	11	19
石川県	13	17	30	千葉市	7	10	17
福井県	12	16	28	横浜市	15	24	39
山梨県	9	11	20	川崎市	8	12	20
長野県	19	25	44	相模原市	6	9	15
岐阜県	60	86	146	新潟市	10	15	25
静岡県	16	24	40	静岡市	10	15	25
愛知県	26	37	63	浜松市	10	15	25
三重県	16	21	37	名古屋市	17	23	40
滋賀県	10	15	25	京都市	14	16	30
京都府	12	14	26	大阪市	20	22	42
大阪府	28	37	65	堺市	9	11	20
兵庫県	23	28	51	神戸市	13	15	28
奈良県	11	14	25	岡山市	7	10	17
和歌山県	11	13	24	広島市	9	12	21
鳥取県	8	10	18	北九州市	10	14	24
島根県	9	12	21	福岡市	10	13	23
岡山県	11	14	25	熊本市	8	11	19
広島県	14	17	31	合 計	986	1,284	2,270

「第 12 回全国障害者芸術・文化祭さが大会」の概要（案）

1 目 的

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 大会内容(案)

- ① 美術・文芸作品展示（全国から公募した美術作品や文芸作品の展示）
- ② 講演会・シンポジウムの開催
- ③ バリアフリー映画の上映
- ④ 音楽イベントの開催
- ⑤ 舞台芸術の発表
- ⑥ 授産製品展示の販売、福祉器具等の展示 等
- ⑦ その他

3 主 催

厚生労働省、佐賀県、佐賀市

4 期 間

平成 23 年 11 月 23 日（金・祝）～ 25 日（日）

5 会 場

佐賀市文化会館、佐賀県総合体育館ほか

国際障害者交流センターの概要

1. 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称: ビッグ・アイ)

2. 所在地

大阪府堺市南区茶山台 1-8-1

3. 施設規模

地上3階地上1階建(敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)

4. 主な施設内容

多目的ホール

[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席約300席)]

宿泊室[35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)]

大・中・小研修室

バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)

レストラン(50席)

駐車場

5. 障害者のための特別な機能

大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳補助設備を設けた多目的ホール

館内自動音声案内設備

広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

文字表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

光点滅式避難誘導設備 等

6. 主な事業

障害者芸術・文化活動支援事業

国際交流事業

災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

障害関係福祉情報等提供事業

7. 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL : 072-290-0900

FAX : 072-290-0920

URL : <http://big-i.jp>

国の直轄施設として「国連・障害者の十年記念施設整備費」により、平成13年9月18日に開設

ご宿泊・研修・イベント・パーティーは…



ビッグアイ

国際障害者交流センター

どなたでもご利用いただけるバリアフリーの公営施設です。(駅から傘なしで来れます。)

研修室

大2・中2・小2の計6室があり、人数・用途によりお選びいただけます。パーティー会場にもどうぞ。



多目的ホール



約1,500人収容可能なバリアフリー仕様のホール。展示会からコンサートまで、幅広いイベントに対応。

宿泊室



車いすでの移動にも余裕のある広い室内。洋室・和室・和洋室、どの部屋もバリアフリー。安全で快適なご滞在が可能。(一泊6,000円から)



レストラン ぐらん・じゅ

車いすでのご利用はもちろん、点字メニューもあり、健康や栄養バランスを考慮したメニューが充実。

ご利用お申し込み・お問い合わせはFAX・e-mail等でお気軽に！

TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920 e-mail front@big-i.jp

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅200m) ホームページ <http://www.big-i.jp/>

「ビッグアイ」で検索!!

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第23回試験		合格者数 累 計	都道府県名	第23回試験		合格者数 累 計
	受験者数	合格者数			受験者数	合格者数	
北海道	25	8	85	滋賀県	8	3	37
青森県	9	2	26	京都府	13	3	105
岩手県	5	0	20	大阪府	54	9	202
宮城県	4	1	30	兵庫県	39	7	132
秋田県	3	0	14	奈良県	6	2	36
山形県	0	0	13	和歌山県	13	1	30
福島県	9	1	45	鳥取県	3	1	12
茨城県	11	3	32	島根県	3	0	12
栃木県	4	1	22	岡山県	9	4	39
群馬県	17	4	59	広島県	16	5	63
埼玉県	86	18	205	山口県	12	0	25
千葉県	38	10	77	徳島県	6	0	14
東京都	203	41	663	香川県	5	0	19
神奈川県	86	24	310	愛媛県	14	4	37
新潟県	13	3	26	高知県	2	0	19
富山県	5	2	14	福岡県	28	2	101
石川県	18	0	32	佐賀県	4	0	6
福井県	0	0	12	長崎県	6	1	27
山梨県	6	0	24	熊本県	9	2	30
長野県	9	1	41	大分県	9	3	25
岐阜県	3	0	24	宮崎県	10	1	20
静岡県	21	3	63	鹿児島県	23	2	28
愛知県	27	4	99	沖縄県	6	3	10
三重県	20	3	44	合 計	920	182	3,009

・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。

・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位：人)

政令指定 都市名	第23回試験		合格者数 累 計	政令指定 都市名	第23回試験		合格者数 累 計
	受験者数	合格者数			受験者数	合格者数	
札幌市	10	3	39	名古屋市	11	0	34
仙台市	2	0	19	京都市	8	2	58
さいたま市	10	2	42	大阪市	13	3	40
千葉市	4	0	6	堺市	3	0	26
横浜市	54	13	122	神戸市	12	3	53
川崎市	11	6	50	岡山市	3	2	22
相模原市	5	3	17	広島市	6	1	33
新潟市	3	1	13	北九州市	4	1	24
静岡市	5	0	19	福岡市	2	1	31
浜松市	1	0	10	合 計	167	41	658



わたしたちは パートナー

しょうがいしゃ けん いっしょ
障害者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒。
うが い りかい ねが
受け入れに、ご理解をお願いいたします。



ほじょ犬 (身体障害者補助犬)
「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定されています。

盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。ハーネス（綱輪）をつけています。



介助犬

手や足に障害がある人の日常生活動作をサポートします。落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。



聴導犬

耳が聞こえない人、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイムの音、ファックス着信音などを聞き分けます。



公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設など、いろいろな場所でほじょ犬を受け入れることは、『身体障害者補助犬法』で義務づけられています。
犬だからという理由だけで拒否せずに、わたしと共に受け入れてください。





もっと知って「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」

「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」は、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

ほじょ犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。ほじょ犬のことをもっと知って、ほじょ犬ユーザーとほじょ犬を社会の仲間として受け入れてください。



ほじょ犬の種類



盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。

聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。「聴導犬」と書かれた表示をつけています。



介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。「介助犬」と書かれた表示をつけています。

ほじょ犬ユーザーとほじょ犬はどこでも一緒

ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

●ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があるのは以下の場所です。

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
- ・不特定かつ多数の人が利用する民間施設
商業施設、飲食店、病院、ホテルなど
- ・事務所(職場)
国や地方公共団体などの事務所
従業員56人以上の民間企業



●ほじょ犬の同伴を受け入れる努力をする必要があるのは以下の場所です。

- ・事務所(職場)
従業員56人未満の民間企業
- ・民間住宅



ほじょ犬はきちんとしつけられ、健康です

ほじょ犬のユーザーは、責任をもってほじょ犬の行動を管理し、ほじょ犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

- ほじょ犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。
- ほじょ犬は、ユーザーのもとで待機するよう訓練されています。
 - ・レストランなど、飲食店では……
食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
 - ・ホテルや旅館など、宿泊施設では……
上がり口や部屋の隅で待機します。
 - ・電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では……
シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどでほじょ犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



仕事中のほじょ犬への接し方

ほじょ犬ユーザーがハーネスや表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は「仕事」中です。

- 仕事中のほじょ犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気を引く行為をしないようにしましょう。
- ほじょ犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。
- ユーザーは与える食事の量や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康の管理をしています。



お問い合わせ先

- ほじょ犬の同伴や使用に関する苦情相談・お問い合わせ先
各都道府県・指定都市・中核市の障害福祉担当課
- 身体障害者補助犬法等の関係法令や通知・ほじょ犬ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>
厚生労働省ホームページ「行政分野ごとの情報」内「障害者福祉」
→「分野別施策情報」内「身体障害者補助犬」

ほじょ犬

ほじょ犬の受け入れ施設の方へ



- ほじょ犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- ほじょ犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、ほじょ犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- ほじょ犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことをほじょ犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- ほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。ほじょ犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

ほじょ犬

身体障害者補助犬法の概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です（法第1条）。
- 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です（法第2条）。
- 身体障害者補助犬法は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません（法第12条）。
- 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません（法第7条、第8条、第9条、第10条）。
 - ・国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
 - ・飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設
 - ・従業員56人以上の民間事業所（職場）

※（ ）内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



Service Dogs Welcome!

ほうりつ もうどうけん かいじょけん
法律により盲導犬・介助犬・

ちょうどうけん どうはん
聴導犬は同伴できます



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare